

福岡市の環境施策の実施状況

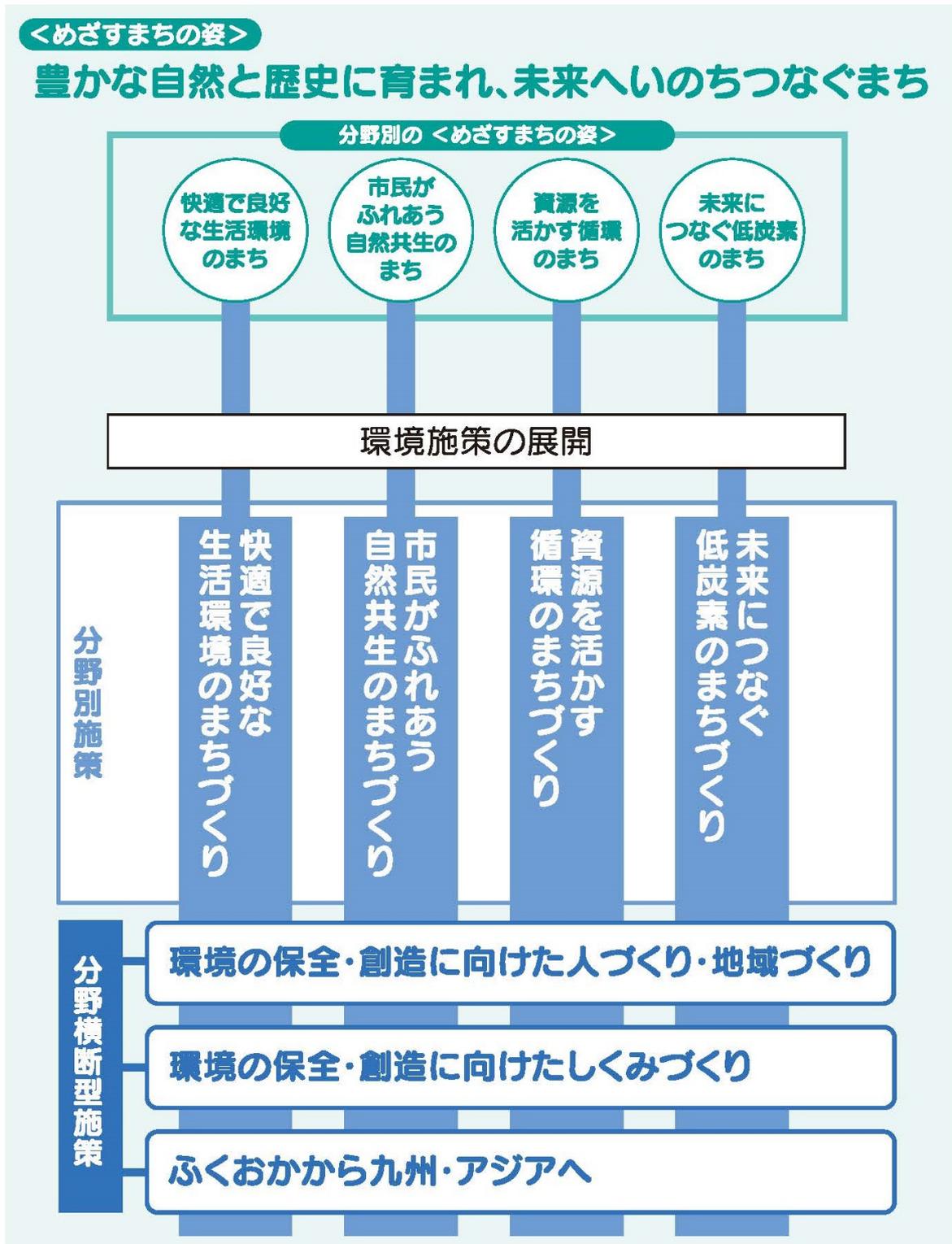
ふくおかの環境（年次報告書）について

ふくおかの環境（年次報告書）について

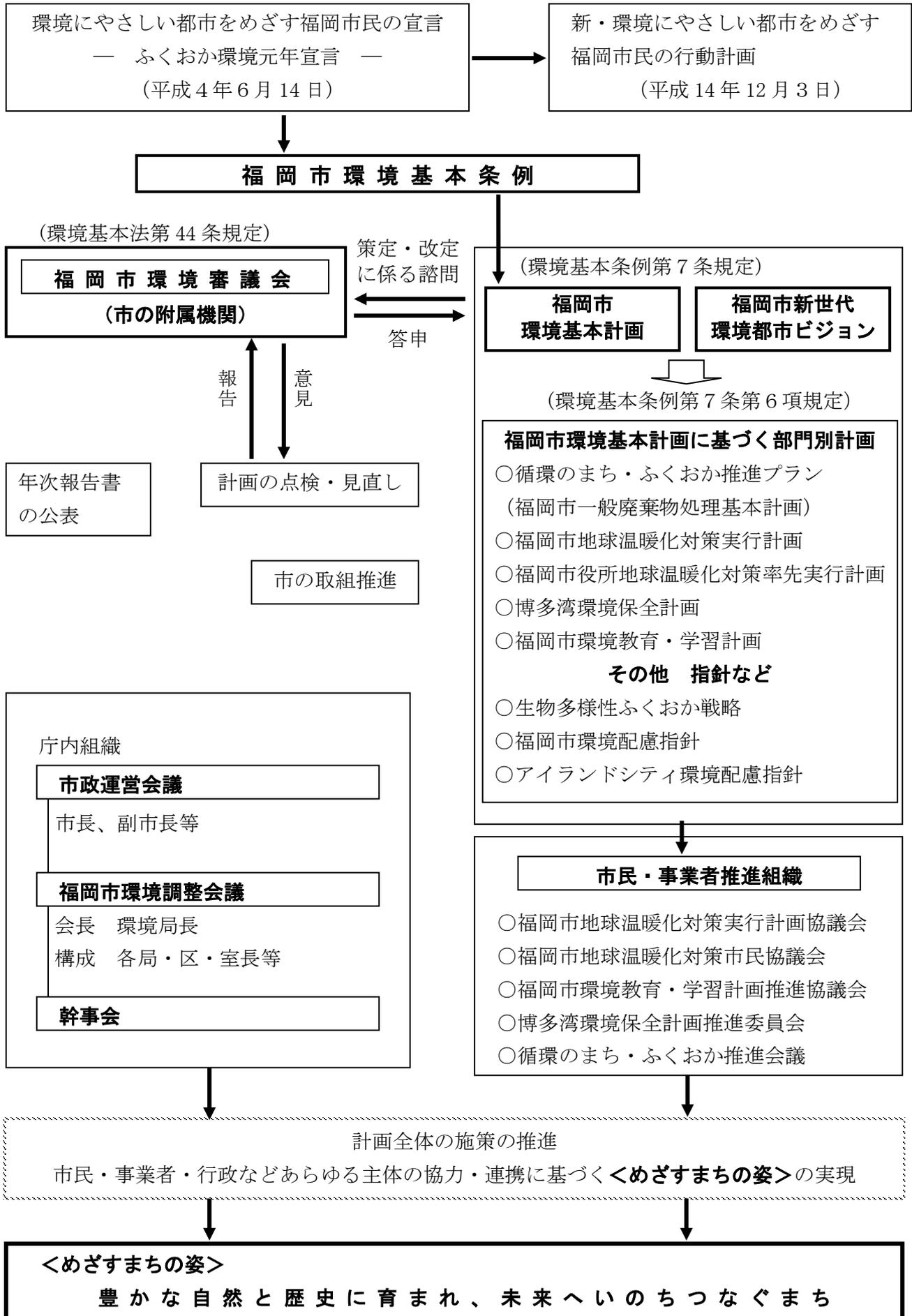
■はじめに

本書は、福岡市環境基本条例に基づき、福岡市環境基本計画の施策体系に沿って令和3年度に実施した環境施策の実施状況及び環境の状況についてまとめたものです。

福岡市環境基本計画では、福岡市がめざすべきまちの姿を「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」とし、その実現に向けて、4つの分野別施策と3つの分野横断型施策を組み合わせて展開しています。



■計画の推進体制



めざすまちの姿
豊かな自然と歴史に育まれ、
未来へいのちつなぐまち

【分野別のめざすまちの姿】

快適で良好な生活環境のまち

- 大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち
- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
 - 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
 - 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。

市民がふれあう自然共生のまち

- 豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち
- ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。
 - 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。
 - 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

資源を活かす循環のまち

- 廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち
- “ものを大切にする”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
 - 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
 - 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。

未来につなぐ低炭素のまち

- エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち
- 市民・事業者による日常的な省エネ行動が浸透しています。
 - 再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。
 - 低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。

＜めざすまちの姿＞の実現に向けた施策の展開

【分野別施策】

快適で良好な生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

市民がふれあう自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

資源を活かす循環のまちづくり

- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

未来につなぐ低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

【分野横断型施策】

環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- 第1項 環境行動を担う人材の育成
- 第2項 地域環境力の向上

環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- 第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- 第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

ふくおかから九州・アジアへ

- 第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- 第2項 国際環境協力の推進

■ 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標が設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本市においては、SDGsの視点を持って、環境施策を推進していくため、SDGsと福岡市環境基本計画に基づく施策の関連性を整理しました。

	SDGsの17の目標		貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		インフラ・産業化・イノベーション 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する		気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【分野別施策】

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

・第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応



・第2項 良好な生活環境の保全



・第3項 気候変動への適応



・第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現



第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

・第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成



・第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進



・第3項 生物多様性の認識の社会への浸透



第3節 資源を活かす循環のまちづくり

・第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進



・第2項 廃棄物の適正処理の推進



・第3項 水資源の有効利用の促進



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

・第1項 省エネルギーの促進



・第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用



・第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築



【分野横断型施策】

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- ・第1項 環境行動を担う人材の育成
- ・第2項 地域環境力の向上



第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- ・第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- ・第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- ・第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有



第3節 ふくおか から九州・アジアへ

- ・第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- ・第2項 国際環境協力の推進



福岡市の環境施策の実施状況

福岡市環境基本計画（第三次）の 成果指標の達成状況

「福岡市環境基本計画」(第三次)の成果指標の達成状況一覧

1. 分野別施策

成果指標	現状値(基準) (把握年度)	今回調査結果 (把握年度)	目標値 (目標年度)
第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり			
第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応			
PM2.5の予測精度	見逃し率 48.1% (2013年度)	50.0% (2023年度)	30%以下 (2024年度)
第2項 良好な生活環境の保全			
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012年度)	95.5% (2023年度)	100% (2024年度)
環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100% (2012年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)
第3項 気候変動への適応			
都心部 ^(※) における緑被面積 ※都心部：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで 囲まれたおおよそ3km四方、面積920haの範囲	96 ha (2007年度)	100 ha (2022年度)	103 ha (2020年度以降)
第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現			
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012年度)	49.5% (2023年度)	60% (2024年度)
自転車放置率	2.0% (2018年度)	1.3% (2023年度)	現状維持 (2024年度)
第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり			
第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成			
全市域における緑被面積	18,864 ha (2007年度)	18,984 ha (2022年度)	現状維持 (2020年度以降)
農地面積 (農業振興地域の農用地区域内)	1,559 ha (2014年度)	1,552ha (2023年度)	現状維持 (2024年度)
森林面積	11,054 ha (2010年度)	11,730 ha (2020年度)	現状維持 (2024年度)
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012年度)	25.0% (2023年度)	100% (2024年度)
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊：12 幼生：63 個体 (2012年度)	卵塊：34 幼生：15 個体 (2023年度)	現状維持 (2024年度)
第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進			
身近な緑への満足度	31.6% (2012年度)	31.0% (2023年度)	55% (2024年度)
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012年度)	70.1% (2023年度)	75% (2020年度以降)
福岡市の農林水産業を守り育てていくべき だと思う市民の割合	75.2% (2012年度)	77.5% (2023年度)	85% (2024年度)
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) ※小学校における主要18品目の重量ベース	24.5% (2020年度)	31.8% (2023年度)	29.8% (2024年度)
背振少年自然の家庭利用者数	28,737人 (2012年度)	15,825人 (2023年度)	30,000人 (2024年度)

成果指標	現状値 (把握年度)	今回調査結果 (把握年度)	目標値 (目標年度)
農林業ふれあい施設年間利用者数 ・油山市民の森/油山牧場/花畑園芸公園/ 市民リフレッシュ農園 (今津・立花寺)	872,920 人/年 (2013 年度)	900,889 人/年 (2023 年度)	1,000,000 人/年 (2024 年度)
海づり公園利用者数	69,719 人/年 (2013 年度)	44,044 人/年 (2023 年度)	72,000 人/年 (2024 年度)
第3項 生物多様性の認識の社会への浸透			
生物多様性を理解し、その保全を意識して 行動している市民の割合	14.7% (2012 年度)	19.9% (2023 年度)	35.0% (2024 年度)
第3節 資源を活かす循環のまちづくり			
第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進			
ごみ処理量	56.3 万 t (2012 年度)	50.5 万 t (2023 年度)	47 万 t (2024 年度)
ごみのリサイクル率	30.6% (2012 年度)	30.3% (2023 年度)	37% (2024 年度)
第2項 廃棄物の適正処理の推進			
不法投棄処理量	87 t (2012 年度)	14t (2023 年度)	39 t (2024 年度)
第3項 水資源の有効利用の促進			
市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201 リットル (2012 年度)	198 リットル (2023 年度)	現状維持 (2024 年度)
第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり			
第1項 省エネルギーの促進			
家庭部門における1世帯あたりのエネルギー 消費量	30.1キガジュール (2006~2010年度平均)	17.7キガジュール (2022 年度)	22.1キガジュール (2024 年度)
業務部門における延床面積1㎡あたりのエネ ルギー消費量	1.08キガジュール (2006~2010年度平均)	0.80キガジュール (2022 年度)	0.88キガジュール (2024 年度)
第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用			
再生可能エネルギーの設備導入量	11 万 1 千 kW (2012 年度)	26.1 万 kW (2023 年度)	30 万 kW (2024 年度)
第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築			
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112 万 1 千人 (2012 年度)	104.6 万人 (2022 年度)	120 万人 (2024 年度)
公共交通の便利さへの評価	77.4% (2012 年度)	81.8% (2023 年度)	現状維持 (80%程度を維持) (2024 年度)
都心部への自動車の流入台数	88,600 台/12h (2013 年度)	81,390 台/12h (2023 年度)	87,000 台/12h (2022 年度)

2. 分野横断型施策

成果指標	現状値 (把握年度)	今回調査結果 (把握年度)	目標値 (目標年度)
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり			
第1項 環境行動を担う人材の育成			
環境教育・学習人材リスト登録者数	44 人 (2013 年度)	78 人 (2023 年度)	80 人 (2024 年度)
第3節 ふくおか から九州・アジアへ			
第2項 国際環境協力の推進			
視察・研修受入人数	602 人 (2011 年度)	544 人 (2023 年度)	1,700 人 (2022 年度)

福岡市の環境施策の実施状況

環境に関する主な事業実績

令和5年度 環境に関する主な事業実績

	主な事業実績	生活環境	自然共生	循環	低炭素	分野横断
4月	緑のカーテンプロジェクト 2023 開始	○			○	
	未来へつなげる環境活動支援事業 補助申請受付開始					○
	脱炭素建築物誘導支援事業 補助申請受付開始				○	
	エコ・ウェイブ・ふくおか会議開催（4月20日）				○	
	福岡市地球温暖化対策市民協議会総会開催（4月20日）				○	○
	H P「福岡市熱中症情報」に暑さ指数情報や熱中症による救急搬送者数を掲載（4月26日～10月25日）	○				
	「福岡市ごみと資源物のポータルサイト」稼働			○		
5月	カーボンニュートラルパッケージによる市民、事業者向け補助等の一体的広報開始				○	
	E C Oチャレンジ応援事業 募集開始				○	○
	次世代自動車の普及に向けた支援事業 電気自動車等購入及び充電設備設置助成 募集開始				○	○
	住宅用エネルギーシステム導入支援事業 募集開始				○	○
	事業所の省エネ支援事業（省エネ最適化診断） 申込受付開始				○	
	事業所の再エネ設備導入支援事業 募集開始				○	
	夏期の省エネ対策（エコスタイル等）開始（5月1日～10月31日）				○	
	生きものと私たちの暮らし展開催（5月16日～23日）		○			
	第1回福岡市温暖化対策推進会議開催（5月18日）				○	○
	生ごみ堆肥化容器購入費補助金申請受付開始			○		
6月	公害防止総点検運動実施（6月1日～30日）			○		○
	プラスチックごみ戸別収集回収モデル事業開始（6月1日～9月1日）			○		
	ラブアース・クリーンアップ 2023 開催（6月11日）			○		○
7月	市政だより「チャレンジ！脱炭素社会」配布				○	
	事業所の省エネ設備導入支援事業 追加募集開始				○	
	下水道フェア in 世界水泳（7月23日）					○
8月	省エネ家電買い換えキャンペーン 申請受付開始				○	
	緑のカーテンコンテスト 応募受付開始	○			○	
	第1回博多湾環境保全計画推進委員会開催（8月8日）		○			○
	福岡市環境教育・学習計画推進協議会開催（8月31日）					○
9月	地域ぐるみ清掃実施（9月1日～10月31日）	○				
	福岡市地球温暖化対策実行計画協議会開催（9月1日）				○	
	モラル・マナー向上市民運動 2023 実施（9月27日）	○				

	主な事業実績	生活環境	自然共生	循環	低炭素	分野横断
10月	環境フェスティバルふくおか2023 啓発イベント（10月7日）と体験イベント（10月7日、8日、14日、28日、29日）の実施					○
	次世代自動車展示会2023（10月7日）				○	
	福岡市環境審議会脱炭素社会推進部会（10月19日）				○	
	全国アマモサミット2023 in ふくおか開催（10月20～22日）		○		○	
	市政だより「もっと知りたい！家庭ごみの分け方・出し方」配布	○		○		
11月	福岡市環境審議会循環型社会構築部会（11月1日）			○		
	福岡市環境審議会総会開催（11月13日）					○
	室見川水系一斉清掃実施（11月19日）		○			
12月	冬期の省エネ対策開始（12月1日～3月31日）				○	
	ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店特設サイト運用開始			○		
1月	第2回博多湾環境保全計画推進委員会開催（1月29日）		○			○
2月	「福岡市花粉飛散予測情報」提供開始（2月1日）	○				

福岡市の環境施策の実施状況

環境関連施策等の実施状況

第1章 分野別施策の展開

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
黄砂・PM2.5対策の推進	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信	黄砂及びPM2.5の予測に関する情報を市ホームページや防災メール等で発信するとともに「福岡市PM2.5・黄砂影響検討委員会」を活用して、予測情報の精度向上や市民にわかりやすい情報提供を目指して取り組みます。	・黄砂飛来の予測情報を防災メール等で提供：23回 ・PM2.5予測情報を防災メール等で提供：2回	環境局	環境保全課
	PM2.5等の常時監視と情報の提供	大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を把握するために、市内に設置した自動測定機により24時間常時監視を行っています。また、収集したデータは関係機関に提供するとともに、市ホームページやオープンデータサイト、PM2.5ダイヤルなどの多様な媒体で情報提供しています。	・市内9か所（春吉、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸）にて、PM2.5の常時監視を実施、併せて、浮遊粒子状物質等の常時監視も行い、大気汚染状況を把握 ・PM2.5ダイヤルにて情報提供を実施（R5年度着信件数：2,920件）	環境局	環境保全課
	黄砂・PM2.5に関する正しい知識の普及・啓発	黄砂・PM2.5に関して、市政だよりや市ホームページへの情報掲載・出前講座等を活用して、正しい知識の普及・啓発を図ります。	・市政だよりや市ホームページによる情報提供を実施 ・出前講座「福岡市の大気環境について」参加者：47人	環境局	環境保全課
黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
黄砂発生対策の研究	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関等との連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	・国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・光化学オキシダントの地域的・気象的要因の解明	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
大気汚染物質発生源対策の推進	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組	黄砂・PM2.5等の常時監視や成分分析等のデータ解析を実施し、広域大気汚染の状況を把握します。	・大気環境測定局（微小粒子状物質）：9測定局 ・PM2.5成分分析を実施：2地点×各季14日間	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析	黄砂・PM2.5等の高濃度事例のデータ解析を行い、高濃度となった原因について推定します。	・PM2.5高濃度事例についてデータ解析を実施	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
大気汚染に関する調査・研究	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
大気汚染物質発生源対策の推進	工場・事業場の監視・指導(大気汚染防止法等)	「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ばい煙発生施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を行っています。 また、ばい煙発生施設で使用する燃料については、福岡市いおう酸化物対策指導要綱に基づき、良質燃料(硫黄含有率:0.5W/Ⅴ以下)の使用を指導しています。	・大気汚染防止法 設置届出件数: 9件 立入件数: 5件 ・ダイオキシン類対策特別措置法 立入件数: 2件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・大気汚染に係る苦情: 76件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
監視体制の拡充	大気の大気常時監視	大気汚染防止法に基づき大気の大気汚染状況を把握するために、市内に設置した大気環境測定局の自動測定機により24時間連続的に監視を行います。データは環境監視システムで収集管理し、関係機関に提供するとともに、環境局のホームページ等により市民へ情報提供しています。	・一般環境大気測定局: 8局 ・自動車排出ガス測定局: 8局 ・測定項目 二酸化硫黄: 4測定局 窒素酸化物: 16測定局 一酸化炭素: 1測定局 光化学オキシダント: 9測定局 浮遊粒子状物質: 16測定局 微小粒子状物質: 9測定局 炭化水素: 4測定局 風向風速: 9測定局 日射量: 1測定局	環境局	環境保全課
アスベスト対策	特定粉じん(アスベスト)の飛散防止	アスベスト排出作業を伴う解体等工事のうち、アスベストを多量に発生する工事に該当する場合は、大気汚染防止法により発注者に届出義務が課せられています。届出があった工事等については立入検査を行い、飛散防止に努めています。	・排出作業届出件数: 45件 ・立入件数: 301件 ・特定粉じん排出作業時の測定件数: 64件 ・一般環境測定件数: 5地域10地点	環境局	環境保全課
	「福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)」の推進	福岡市のアスベスト対策の基本方針となる「福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)」に基づき、関係局が連携して建築物のアスベスト除去推進、解体工事等からの飛散防止、情報の一元化、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止などの施策を推進しています。	・福岡市環境保全プロジェクト推進本部アスベスト対策調整部会幹事会開催(5月、2月) ・プランの進捗状況公表(8月)	環境局 財政局 こども未来局 福祉局 保健医療局 住宅都市局 教育委員会	環境保全課 産業廃棄物指導課 アセットマネジメント推進課 技術監理課 総務課 事業者指導課 障がい福祉課 生活衛生課 保健予防課 環境科学課 建築指導課 住宅建設課 施設課
有害大気汚染物質対策	有害大気汚染物質の調査	継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の中で、健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質の調査を行っています。	・優先取組物質22物質について、市内4地点で年12回測定を実施	環境局	環境保全課
悪臭対策	工場・事業場の監視・指導(悪臭防止法)	悪臭防止法に基づき、監視・指導を行っています。また、多様な悪臭苦情に対応するため「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、嗅覚測定法により発生源を指導しています。	・立入事業場数: 15事業場 ・延べ立入件数: 29件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や要綱に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・苦情件数: 106件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
騒音・振動対策	騒音・振動の監視	騒音規制法や振動規制法などに基づき自動車交通・航空機・新幹線・在来鉄道の騒音と振動の調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	①騒音調査 ・自動車騒音は51地点で測定を実施し、沿道住居等の騒音値を推計・評価 ・航空機騒音は7地点で測定を実施 ・鉄道騒音は新幹線鉄道騒音6地域11地点、在来鉄道騒音3地域で測定を実施 ②振動調査 ・道路交通振動について11地点で測定を実施 ・新幹線鉄道振動6地域6地点、在来鉄道振動3地域で測定を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導(騒音・振動規制法等)	「騒音規制法」、「振動規制法」、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、各種届出の受理審査、監視・指導を実施しています。	①特定工場等 ・騒音規制法 立入件数: 7件 改善指導件数: 5件 ・振動規制法 立入件数: 3件 改善指導件数: 2件 ・県条例 立入件数: 0件 改善指導件数: 0件 ②特定建設作業 ・騒音規制法 立入件数: 46件 改善指導件数: 35件 ・振動規制法 立入件数: 10件 改善指導件数: 8件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
騒音・振動対策(続き)	工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導(騒音・振動規制法等)	市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や条例に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・騒音苦情件数：306件 ・振動苦情件数：20件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
	低騒音(排水性)舗装の実施	道路交通騒音の低減を図るために、幹線道路を中心に車道部に低騒音(排水性)舗装の整備などを行っています。	・低騒音(排水性)舗装：33,492㎡	道路下水道局	道路計画課
	航空機騒音の防止対策事業	航空機騒音により生じる障害防止・軽減のため、以下の事業を行っています。 *民家防音工事等の助成 *集会所施設防音改築等の助成 *学校、共同利用施設等での騒音防止対策事業 *航空機騒音の調査 <計画目標等> 騒音対策等の環境対策事業を推進し、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進める。	・民家防音工事等の助成 更新工事①：11台 更新工事①(告示日後)：1台 更新工事②：40台 更新工事②(告示日後)：6台 更新工事③：38台 更新工事④：34台 ・集会所施設空調機器機能回復工事等の助成：3館 ・騒音測定：5地点(年1回)	港湾空港局	空港対策課
公共用水域の保全	公共用水域の常時監視	水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質や底質等の状況を把握するため、市内の河川と博多湾において調査を行います。 また、市内の主要な海水浴場の水質について調査を行います。 <計画目標等> 調査項目において環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・市内21河川(環境基準点20地点と補助地点11地点)及び博多湾3海域(環境基準点8地点と補助地点3地点)について生活環境項目、健康項目、要監視項目の調査を実施 ・河川と博多湾の底質についても調査を実施 ・海水浴場5ヶ所について遊泳期間前と遊泳期間中に調査を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)	水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場の排水規制を行うとともに、各種届出の受理審査、監視・指導を行っています。 市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・立入件数 文書等検査：24事業場(24件) 水質検査：25事業場(36検体) ・苦情件数：47件	環境局 環境局 各区	環境保全課 環境保全課 生活環境課
	市街地、河川、海水域、海浜地等の清掃	道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施し、降雨時に河川や博多湾などの公共用水域に流入する汚濁量の低減を図るとともに、海浜地の保全に努めています。 道路では市内の主要幹線道路を中心に道路清掃車(ロードスーパー)・散水車・ダンプ車の3台1セットによる清掃を実施し、また、機械清掃が困難な繁華街や清掃工場周辺の道路では人力による清掃を実施しています。 河川では、本市中心部を流れる那珂川、御笠川、博多川の3河川で、清掃船による浮遊ごみ等の清掃を実施しています。 また、博多湾では、主に清掃船等により、海面や海底の清掃を実施しています。さらに、海浜地でも、ごみや海藻を除去しています。 <計画目標等> 環境保全及び都市美化の観点から、道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施する。	・ロードスーパー車などによる道路清掃：665トン ・河川における清掃船によるごみの回収量：53トン ・ロードスーパー車などによる臨港道路や岸壁等の清掃：220トン ・清掃船等による博多湾の海面清掃：40トン ・海底清掃：0.8トン ・海浜地清掃：391トン(15地区)	環境局 港湾空港局	収集管理課 維持課
地下水の保全	地下水の保全	地下水の汚染状況の把握のため概況調査を行い、概況調査で汚染が判明した場合は周辺地区調査や継続監視調査を実施して詳細の把握や人為的汚染等の原因究明に努めます。 <計画目標等> 環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・概況調査：13井戸(13地区) ・継続監視調査：20井戸	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
土壌汚染対策	土壌汚染対策	「土壌汚染対策法」に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等により、健康保護を目的とした土壌汚染対策を行っています。	・法に基づく届出等の受理及び審査、指導の実施 法4条届出：151件	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実	ダイオキシン類等の有害化学物質の調査	一般環境中(大気、公共用水域水質・底質、地下水、土壌)のダイオキシン類を「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた、環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	調査実施地点数 ・大気：7地点(年2回) ・公共用水域の水底質：14地点(年1回) 博多湾：3地点、河川：11地点 ・地下水：1地点(年1回) ・土壌：1地点(年1回)	環境局	環境保全課
	有害大気汚染物質の調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
	化学物質についての正しい知識の普及・啓発	身の回りの化学物質について、正しい知識を身につけるための情報提供を実施しています。	・ホームページに掲載 ・出前講座 講座内容：くらしと化学物質	環境局	環境保全課
PRTR(化学物質の排出移動量登録)制度	PRTR制度	「PRTR法」に基づく対象事業者からの対象特定化学物質の排出量・移動量等の1年分の把握データの届出を受け、集計・公表を行うことで、特定化学物質の管理を行っています。	・届出数：194事業場	環境局	環境保全課

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
外来生物による被害の防止	自然環境調査	自然環境の保全を図るための基礎資料とする とともに、市民への啓発に資するため、自然 環境の現状及び貴重種動植物や外来生物等の 生息状況調査を実施しています。	・市域の植生等及び外来生物の生息状況調査 を実施 (貴重植物：193地点で59種確認) 特定外来生物アライグマ： 16地区中11地区で捕獲、生息調査 4 地区中 1 地区で確認	環境局	環境調整課
健康・環境に係る危機管理	健康被害の原因究明及び拡大 防止	食中毒・感染症など保健衛生や大気汚染・水 質汚染など環境に関する試験検査・調査研究 等を行い、健康・環境に係る危機管理等への 機能を強化します。	①試験・検査 ・食中毒・苦情検査：564検体 ・感染症法に基づく検査：862検体 ・水質に係る検査：503検体 ・大気に係る検査：326検体 ②調査・研究 ・薬剤耐性菌の分子疫学解析法（PFGE法）の 検討 ・浴槽水等の細菌群集構造（細菌叢）解析 ・次世代シーケンサーを用いた臨床検体中の 病原ウイルスの探索 ・災害時等における化学物質の網羅的簡易迅 速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開 発（共同研究） ・福岡市における環境水中の抗菌薬の実態調 査	保健医療局	保健科学課 環境科学課

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第3項 気候変動への対応

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
浸水対策等の推進	公共下水道等の整備	生活系排水対策に、公共下水道・流域下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備を推進しています。 ①下水道…人口普及率 99.7%を目標に下水道整備を推進 ②農業集落・漁業集落…生活環境改善、公共用水域汚濁防止のため、排水処理による環境整備を図っています。 <計画目標等> 下水道人口普及率：99.7% (福岡市下水道ビジョン2026における目標値)	①下水道 (R5年度末) ・下水道処理区域面積：17,200ha (約1ha増) ・下水道処理区域内人口：1,641,460人 (12,480人増) ・下水道人口普及率：99.7% ②農業集落・漁業集落 ・集落排水処理区域面積：104.6ha ・集落排水処理区域人口：3,067人 ・集落排水処理施設人口普及率：0.2% (R5年度末)	道路下水道局 農林水産局	下水道企画課 漁港課
	合流式下水道の改善	合流式下水道地域にて、雨の降り始めの汚濁負荷量が高い初期雨水を一時的に滞水池に貯留し、晴天時に処理場で処理することにより、公共用水域の水質安全を図っています。また、分流化による合流式下水道の改善の取組みは、博多駅周辺地区及び天神地区において、進めています。 <計画目標等> 公共用水域への汚濁負担削減	・浸透側溝による分流化事業の推進 R5年度事業実績：約6ha (R5年度末累計：約353ha)	道路下水道局	下水道企画課
	透水性舗装の実施	透水性舗装は降雨時の路面排水が速やかに水溜まりができず滑りにくくなることにより、歩行者が安全で快適な歩行空間を享受するのに有効なだけでなく、表面排水の抑制や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果についても期待できることから、本市における歩道舗装は、原則として透水性のアスファルト舗装としています。	・透水性舗装：19,381㎡	道路下水道局	道路計画課
渇水対策の推進	五ヶ山ダム	異常渇水による影響を軽減することを目的とした、渇水対策容量を有しています。	供用中	水道局	計画課
森林病害虫等の被害対策の推進	松くい虫防除による住環境保全対策事業	海岸線一帯を中心とする防風林や都市緑地として貴重な松林を松くい虫による枯死から守るために、松くい虫防除等の徹底により枯死被害の沈静化を図り市民の生活環境を保全します。	5月に三苦、奈多、生の松原、今津等で①を実施、年間を通じて②・③を実施。 ① 薬剤地上散布：100.96ha ② 伐倒駆除：1,408本 (春期・秋期・冬期) ③ 樹幹注入：640本	農林水産局	森づくり推進課
ヒートアイランド対策の推進	緑のカーテンプロジェクト	夏の省エネ対策として「緑のカーテン」の取組みを普及・促進するため、広報・啓発を実施しています。	・市民に身近な各局及び区関連施設で実施 実施施設数：193施設 ・緑のカーテンコンテストを実施し、家庭・団体から「緑のカーテン」の取組み報告を募集し、優れた取組みについて表彰・紹介 応募件数：73件 ・市HPにて緑のカーテンコンテスト受賞者による経験談を含めた手引きを公開	環境局	脱炭素社会推進課
熱中症対策の推進	熱中症対策	市民へ注意喚起を促すため、防災メールやホームページを活用して暑さ指数的予測情報を提供します。また、その他啓発を実施することにより、熱中症の予防啓発に努めます。	・ホームページ「福岡市熱中症情報」に暑さ指数情報や熱中症による救急搬送者数を掲載 (R5.4.26～R5.10.25) ・防災メール・LINEによる暑さ指数情報を配信 (R5.4.26～R5.10.25) ・福岡市オリジナルの熱中症予防リーフレットやカード (温度計付) を作成し、情報プラザ等に配置 ・福岡市オリジナルの啓発のぼりを市庁舎、市関連施設及び運動施設等に設置：43施設 ・保健環境研究所にて暑さ指数を測定、来訪者向けに実測値に沿った具体的な予防行動を提示	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	熱中症対策の推進	福岡市温暖化対策推進会議の下に福岡市熱中症対策部会を設置し、熱中症対策に関する庁内体制の強化を図るとともに、全庁を挙げて熱中症対策に取り組めます。	熱中症対策推進計画に基づき、高齢者・子ども・労働者・一般市民向けの施策を全庁を挙げて実施	環境局 市民局 こども未来局 福祉局 保健医療局 教育委員会 各区 消防局	環境保全課

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
歴史的文化を活かしたまちづくり	都市景観形成地区の指定	景観計画区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」に指定し、指定された地区において定められた地区景観形成方針や同基準に沿って、地区の個性を活かした景観の保全・創出を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 都市景観形成地区の指定 9地区指定 R1年度：1地区指定 R5年度：1地区指定 景観協定の締結 4地区認可 H24年度：1地区認可 H30年度：1地区認可 R1年度：1地区認可 R3年度：1地区認可 	住宅都市局	都市景観室
歴史資源を活かした良好なまちなみ形成の推進	H28年3月に福岡市景観計画に御供所地区など5地区を「歴史・伝統ゾーン」に位置づけ、景観法に基づく建築等の行為の届出の機会を捉えた景観誘導を行っています。また、御供所地区都市景観形成地区においては、建物等の新築や増築等に係る修景整備に助成することにより、歴史資源と調和した良好なまちなみ形成の推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・伝統ゾーン」における届出件数 R1年度：25件 R2年度：20件 R3年度：13件 R4年度：15件 R5年度：35件 民間建築物等修景助成事業 R1年度：実績なし R2年度：1件 R3年度：実績なし R4年度：実績なし R5年度：2件 	住宅都市局	都市景観室	
遺跡等の保存・整備	市内に所在する主要な遺跡等文化財の保存・整備を推進しています。 <計画目標等> 整備が必要な遺跡等について、順次整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡城跡復元整備事業 鴻臚館整備・活用事業 	経済観光文化局	史跡整備活用課	
博物館	福岡市博物館は、郷土の歴史的特性を踏まえ、各時代の大陸との交流に焦点を絞り、福岡の歴史や暮らしを展示することを基本テーマとしています。収蔵品は、古文書、絵画、工芸品といった歴史、美術、考古、民俗資料など福岡に関係の深いものを中心に収集しています。	<ul style="list-style-type: none"> R5年度観覧者数：491,352人 常設展：109,462人 特別展：381,890人 	経済観光文化局	博物館運営課	
埋蔵文化財センター	福岡市の埋蔵文化財の保存、修復、取蔵、展示を行い、あわせて一般市民を対象とした講座の開催や小中学校への出前授業などを通して、考古学に関する市民への学習機会の提供を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け考古学講座：6回 出前授業：39校 	経済観光文化局	埋蔵文化財センター	
福岡市赤煉瓦文化館	国指定の重要文化財である「旧日本生命保険株式会社九州支店」は、平成6年2月に市民に親しまれる文化創造、交流の場としての利用を図るために「福岡市赤煉瓦文化館」として開館しました。2階に展示会や講演会などに利用できる有料会議室があり、広く市民に開放しています。 <計画目標等> 重要文化財である「福岡市赤煉瓦文化館」を保存し歴史的景観を維持するとともに、2階有料会議室を文化向上の場として広く市民に開放することで、市民の歴史・文化等への理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数：72,914人 	経済観光文化局	文化財活用課	
「博多町家」ふるさと館	明治・大正時代を中心に博多の暮らし、祭り、文化や歴史を紹介し、本市の観光の振興及び地域の活性化に寄与するために、平成7年に開館しました。1年を通して「博多祇園山笠展」や「夏まつり」、「もちつき」、「ひな祭り」等の博多の季節行事を実施し、博多文化の伝承の場として運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> 明治、大正期の博多町家や歴史的な資料の展示、暮らしの様子や祭り・伝統芸能・工芸の紹介を行った。また、地域のコミュニティを活性化するため、地元との事業開催や、博多の魅力発信に努めた。 【R5年度実績】 観覧者数：133,807人 	経済観光文化局	まつり振興課	
はかた伝統工芸館	福岡市の代表的な伝統的工芸品である博多織・博多人形などの紹介、展示、販売及び情報提供を行う施設として、平成23年4月に開設した「はかた伝統工芸館」において、市民や外国人を含む観光客に向けて伝統工芸品のPRを行い、伝統工芸品の良さや素晴らしさを再認識していただくことで、伝統産業の承継及び振興を図るとともに、観光資源として有効活用を図り、地域の活性化に努めています。 ○所在地：早良区百道浜3-1-1 博物館2階（令和3年4月に博多区上川端町から移転） ○施設概要：常設展示スペース、企画展示スペース ○指定管理者による管理運営：ラブエフェム国際放送株式会社 <計画目標等> 【目標値】年間の目標来館者数：102,500人	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示スペースにおいては、歴史的な博多人形作家や博多織人間国宝の作品など優れた作品をはじめ、博多織タペストリー「博多献上物語」と博多人形「福の神」とのコラボレーションによるメイン展示を行うなど、博多織・博多人形などの伝統工芸品の魅力をPRした。企画展示スペースにおいては、各種団体等への貸出利用による企画展示会、指定管理者の自主企画による事業を行うとともに、はかた伝統工芸館PRのため、情報提供・情報発信に努めた。 【R5年度実績】 来館者数：88,966人 	経済観光文化局	地域産業支援課	

第1章 分野別施策の展開
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり
 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
良好な公共施設整備	港湾地区における清掃	ふ頭清掃に関係のある行政機関、団体、企業・事業所で博多港ふ頭清掃会を組織し、臨港道路の清掃を行っています。	・人手(人力)による清掃: 56日(ごみ回収124.0m) ・機械による清掃: (延べ) 776.892km(ごみ回収71.03t) ・港の清掃デー	港湾空港局	維持課
	無電柱化	安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等を目的として、道路のバリアフリー化などと合わせて無電柱化を進めています。 【目標値】 ・無電柱化計画に基づく整備延長 R2時点: 150km→R6目標: 168km	・無電柱化整備延長: 160.3km	道路下水道局	道路利活用推進課
モラル・マナーの向上	モラル・マナー向上市民啓発事業	市民や事業者等と連携して市民のモラル・マナー向上に取り組むとともに、都心部を中心にモラル・マナー推進指導員を配置し、自転車安全利用の推進、歩行喫煙や迷惑駐車防止に努める。 <計画目標等> 市民・事業者・行政が連携して、モラル・マナーの向上を目指す。	・モラル・マナー向上推進本部の運営 ・モラル・マナー向上市民運動2023の実施(清掃活動、街頭キャンペーンなど) ・ポスター・チラシ、FMラジオ等による広報啓発 ・モラル・マナー推進指導員による自転車安全利用、迷惑駐車防止、歩行喫煙防止の指導・啓発の実施	市民局	防犯・交通安全課
	地域ぐるみ清掃推進事業	清掃月間に全市域において自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援しています。	・参加町数: 1,238団体 ・参加人数: 93,735人 ・ごみ処理実績量: 920.91t	環境局	ごみ減量推進課
	自転車放置防止条例の運用	道路に放置された自転車は、歩行者の安全な通行に支障をきたし、都市美観の低下など大きな社会問題となっていたことから昭和60年10月に施行した「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車を移動・保管しています。	・放置自転車撤去台数 H30年度: 28,965台 R1年度: 23,405台 R2年度: 10,390台 R3年度: 9,684台 R4年度: 8,815台 R5年度: 8,241台	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進〔放置自転車対策〕	放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や、駐輪場の利便性向上を図ることにより、放置自転車の解消を図っています。また、自転車利用のマナーの向上を図っています。 <計画目標等> 自転車放置率 H23年度: 15% H28年度: 10% H30年度: 2.5% 以降、現状維持	・放置自転車の撤去を継続して実施 ・指導員による駐輪指導を継続して実施 ・放置自転車ZEROキャンペーン等の市民啓発を継続して実施 ・R5年度自転車放置率: 1.3%	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進〔自転車駐車場の整備〕	放置自転車対策として鉄道駅を中心に駐輪場の整備を行い、放置自転車の削減を行うことにより、快適な歩行空間を確保するとともに都市景観の向上を図っています。	・鉄道駅等における市営駐輪場の整備 ・R5年度駐輪場新規整備台数: 833台(官民共同駐輪場) ・R5年度末時点の収容台数: 51,752台(うち、官民共同駐輪場の収容台数: 3,403台(R5年度末時点))	道路下水道局	自転車課
	空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の運用	環境と調和した地域社会の構築を目的に、空き缶等散乱防止、再資源化のための回収促進に、福岡都市圏内17市町が一体となり取り組んでいます。 ※平成5年10月1日に「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」22市町村(当時)で一斉施行	・ポイ捨て防止及びごみ減量を呼びかけるPR看板の掲出	環境局	ごみ減量推進課
	都市美化運動の推進	福岡市あき缶・びん対策協会負担金(協会: 昭和51年1月29日設立) 空き缶・空きびん等食品容器の適正な回収及び再生利用の促進を図るとともに、環境保全活動の推進及び清掃モラルの高揚を図るため、飲料メーカー等の事業者、市民団体、行政により福岡市あき缶・びん対策協会を組織し、諸活動を行っています。	①清掃キャンペーン等に参加 ②下記事業の実施 ・空き缶等投げ捨て防止啓発活動(小・中学生ポスターコンクール、地下鉄駅構内等での優秀作品掲出) ・清掃活動支援事業(清掃用具等の貸出) ・市ホームページで協会の目的や活動について紹介	環境局	ごみ減量推進課
	屋外広告物条例の運用及び路上違反広告物追放登録員活動の支援	地域特性に応じた良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、「屋外広告物条例」等に基づいて、広告物(看板等)の掲出を許可する際に規格基準への適合を審査し、違反している広告物の除却を行っています。 また、生活道路等の路上違反広告物を、住民自らの手で除却できる「路上違反広告物追放登録員」の活動を支援しています。 <計画目標等> 良好な都市景観形成、路上違反広告物の追放	・福岡市屋外広告物条例に違反した路上の広告物を委託業務および路上違反広告物追放登録員により除却を行っている。 ・違反広告物除却枚数 R01年度: 8,359枚 R02年度: 8,987枚 R03年度: 11,963枚 R04年度: 7,334枚 R05年度: 5,705枚 ・路上違反広告物追放推進登録団体状況(R5年度末現在) 団体数: 64団体 登録員数: 1,322人	住宅都市局	都市景観室
ピンクちらし等の根絶に関する条例の運用	ピンクちらし根絶のため、厳しい罰則等の規定を持つ「ピンクちらし等の根絶に関する条例」を運用しています。 <計画目標等> 青少年の健全な育成、市の美観風致の維持	・以前は、都心部に貼られているピンクちらし等を委託業務により早朝に除却を実施。 除却枚数 H15年度: 3,532,265枚 H20年度: 85,589枚 H26年度: 10,621枚 ・掲出件数の減少に伴い、委託業務による除却は、H27年度以降実施なし。	住宅都市局	都市景観室	

第1章 分野別施策の展開

第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
博多湾の保全	博多湾環境保全対策の推進	水質の保全のみならず、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的とする「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るため、「博多湾環境保全計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行っています。 また、貧酸素の発生状況調査や指標生物のモニタリング調査等を行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像“生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会 (R5.8.8、R6.1.29) ・貧酸素発生状況調査 ・生物指標モニタリング調査 (底生生物、カプトガニ、藻場) ・干潟生物調査 (市民参加型)	環境局	環境調整課
	下水の高度処理導入	博多湾の水質保全のため、下水に含まれるリンを除去する高度処理を行っています。 また、更なる処理水質の向上のため、リンに加えて窒素も除去できる高度処理施設についても段階的に整備を進めています。	・全ての水処理センターでリン除去高度処理施設を整備完了 (H5年度～11年度) ・和白水処理センター、東部水処理センター、西部水処理センターの各1系列で窒素・リン同時除去高度処理施設を導入 ・H26年3月に供用を開始した新西部水処理センターにおいても、窒素・リン同時除去高度処理施設を導入 (R5年度末)	道路下水道局	下水道計画課
	浄化槽の適正管理の指導	浄化槽については、浄化槽法に基づき、保守点検及び清掃を行うこととされており、浄化槽の適正管理指導を行っています。	・設置届出数：389件 ・保守点検実施数：280件 ・保守点検実施率：72.0%	保健医療局	生活衛生課
	合併処理浄化槽設置助成制度	公共下水道事業計画区域以外等においても、快適な生活環境を提供し、河川や博多湾の水質を保全する必要があるため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する制度をH25年度に創設し、水洗化を促進しています。	・助成件数：1件	道路下水道局	下水道企画課
	漁場環境保全のための藻場造成等の実施	近年、博多湾は都市化などによって、漁場環境が悪化しており、漁業並びに水産物の再生産機能に支障をきたしています。このため、海底ごみ回収や海底耕うんによる底質改善を行うなど漁場環境保全に努めています。	・博多湾内の海底ごみ回収102m ³ 、海底耕うん31回を実施	農林水産局	水産振興課
	シーブルー事業の実施	エコパークゾーン水域における水底環境の改善を図り、多様な生物が生息する海域環境の創造を目的として、覆砂、作零、アマモ場造成などの海域環境創造事業(シーブルー事業)を実施しています。	・アマモ場造成(和白海域)：260m ² ・海底耕うん(和白海域)：3ha	港湾空港局	みなと環境政策課
	海域でのアオサ回収	大量に打ち上がったアオサが堆積して腐敗すると悪臭の発生等が懸念されることから、打ち上がる前に海域での回収を行っています。	・和白海域：約26.6t回収(9～10月)	港湾空港局	みなと環境政策課
干潟の保全	生物多様性ふくおか戦略の推進	・里海保全再生事業 国際的に貴重な野鳥の飛来地であり、絶滅危惧種のカプトガニをはじめとする多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟において、地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全活動を行っています。 ＜計画目標等＞ 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	・カプトガニ卵塊幼生調査(8月) ・鳥類の休息場のためのイカダ移設(9月) ・干潟の生きもの観察会(10月) ・カプトガニ学習会(10月) ・今津干潟で活動している団体による情報交換会(3月)	環境局	環境調整課
河川の保全	河川の緑化	都市環境に適合した河川の整備を進めるため、堤防敷等の植栽に取り組んでいます。 ＜計画目標等＞ 河川敷に余裕のあるところは積極的に緑化を行う。	・引き続き、必要に応じて、整備可能な箇所を検討する。(R5nd実績なし)	道路下水道局	河川計画課
	室見川水系一斉清掃	室見川水系(室見川・金屑川・油山川)の上流から下流まで行う清掃活動とおとして、住民の環境保全意識の向上に取り組んでいます。 ＜計画目標等＞ 室見川一斉清掃実施：参加予定人員5,000人	・実施日：R5.11.19 (本会場：賀茂小学校) ・参加申込者数：3,442人 (早良区：3,181人 西区：261人)	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	河川環境整備	緑や水辺を生かし、市民が水に親しめる水辺環境をつくるため、河川環境整備を推進しています。 ＜計画目標等＞ 各河川の持つ環境や地域の特性に配慮し、河川環境整備を推進する。	・弁天川環境整備	道路下水道局	河川計画課
みどりの保全・創出	特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等	「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づく緑地保全林地区を指定し、整備・補助等を行うことにより樹林地の保全を行い、良好な都市環境の確保を図っています。 ＜計画目標等＞ 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	・緑地の保全(特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の指定及びその助成、管理、工事) R5年度末：123.57ha	住宅都市局	政策課
	生産緑地地区の指定等	都市農地を保全し、良好な都市環境を形成することを目的に、農地等の所有者の申出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定めています。	・生産緑地地区面積：約2.74ha (R5年度末)	農林水産局	農業振興課
	優良農地の確保・保全等	農用地利用計画に基づき、生産性の高い都市型農業の振興と農地の有効利用及び農村地域の活性化等の施策を計画的に推進するため、農業生産の基盤となる農用地域内の土地の適切な管理により、優良農地の確保・保全等に関する必要な措置を講じています。	・農用地域内の農地面積：1,552ha (R5年度末)	農林水産局	農業振興課

第1章 分野別施策の展開
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり
 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
みどりの保全・創出(続き)	耕作放棄地再生事業	耕作放棄地を借りる農業者(再生利用者)に対し、再生作業等に要する経費等を支援し、荒廃農地の再生を促進しています。	・耕作放棄地面積：321ha (R5年度末)	農林水産局	農業振興課
	保存樹の指定	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、基準を満たす樹木を保存樹に指定し、剪定・治療費の一部助成や、衰弱木の樹木医による診断等を行っています。 <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	・樹木の保存(R6.3.31時点) 1,667本	住宅都市局	活用課
市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成	緑化推進事業(公共施設の緑化)	都心の森1万本プロジェクトをはじめ、市民や企業との共働による植樹運動を展開する中で、市の施設については緑化水準を設け、施設を整備する際には、緑化することとしています。 <計画目標等> 市街地の緑化を推進し、都市景観の向上や都市環境の改善を図ることにより、快適な市民生活の場を創出します。	・公共施設緑化実績：37件	住宅都市局	活用課
	身近な公園整備	住区・地区における身近な緑の拠点となる公園を整備しています。	・R5年度新設整備公園 街区公園：1か所	住宅都市局	政策課
	アイランドシティはばたき公園整備	本公園は、エコパークゾーンにおける和白干潟や海域等と機能分担しながら、人と自然との共生を象徴する空間として整備を行います。 <計画目標等> 環境学習や市民活動が活発に行われ、人と自然が共に成長し続ける場として活用されることを実現する。	・野鳥観察施設の整備や植栽等	港湾空港局	計画調整課
	エコパークゾーンの環境保全創造	和白干潟を含むアイランドシティ周辺海域、海岸域(約550ha)を自然と人の共生をめざすエコパークゾーンと位置づけ、自然環境の保全創造を図るとともに、地域の生活環境の向上に寄与するため、地域の特性や自然生態を活かした整備を実施しています。 また、市民等の多様な主体との共働による環境保全活動等に取り組んでいます。	・「博多湾NEXT会議」による環境保全創造 アマモの種子選別作業：1回(8月) アマモ場づくり：3回(4～12月) 藻類観察会：1回(5月) ・「和白干潟保全のつどい」の運営等 定例会：10回 環境保全活動：4回(内訳) 干潟の生きもの観察会(7月) アオサの回収(9～10月) バードウォッチング(12月) ・全国アマモサミット2023 in 福岡開催(10月)	港湾空港局	みなと環境政策課
自然環境調査	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
希少種の保全	天然記念物の保全	市内に点在する天然記念物の保全に努めています。 <計画目標等> 保全が必要な天然記念物について、順次調査・保護を行う。	・国指定の天然記念物2件、県指定の天然記念物3件、市指定の天然記念物4件の状況確認調査を行った。	経済観光文化局	文化財活用課
	ツシマヤマメコ保護増殖事業	福岡市動物園では、長崎県対馬だけに生息する絶滅危惧種ツシマヤマメコ(天然記念物、国内希少野生動植物種)の種の保存(生息域外保全)に貢献するため、環境省の「ツシマヤマメコ保護増殖事業」に協力して、飼育下での繁殖事業を行っています。	・福岡市動物園、九十九島動物園等に繁殖可能な個体を集めて、繁殖に取り組んでいるが、R5年度は、繁殖に至らなかった。	住宅都市局	動物園
	傷病野生鳥獣の保護	福岡市動物園では、野生鳥獣保護のため、福岡県の委託を受けて動物園内に「傷病野生鳥獣医療所」を設置し、野生鳥獣の傷病の治療及び放鳥獣等を行います。	・動物保護件数16件	住宅都市局	動物園
	ミツバチ活用マッチング事業	ミツバチの群れに不安を感じる市民の相談に対し、駆除を助言するのではなく、捕獲・養蜂が可能な養蜂団体 [※] に繋いでいます。捕獲できたミツバチは、養蜂団体が飼養し、採蜜や環境教育に活用しています。 ※養蜂団体：NPO法人博多ミツバチプロジェクト	・相談件数：26件 ・捕獲件数：11件	城南区	生活環境課
外来種による被害の未然防衛	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課

第1章 分野別施策の展開
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
快適な都市環境の維持・向上の推進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進	平成21年12月策定の「アイランドシティ事業計画」で定められたコンセプトである「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、自然の風や太陽の光・熱などの自然エネルギーの活用や省CO2化の推進、また、住民等の環境への取組みの支援を行い、本市を先導する環境共生都市づくりを推進します。	・立地事業者による太陽光発電の設置やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の基準を満たす住宅の開発等を促進。	港湾空港局	事業管理課
	アイランドシティの環境づくり【外周緑地】	周辺の豊かな自然と共生するとともに、市民が自然とふれあい、親しむことができるように、護岸整備や緑地整備をしています。 ＜計画目標等＞ 海と陸との連続的な景観形成に配慮しながら、人と自然が共生する良好な港湾環境が創造されている。	・外周緑地 整備済み面積：約6.5ha（令和5年度末）	港湾空港局	計画調整課
	香椎パークボート緑地整備	スポーツ・レクリエーション施設や市民のふれあいの場となる公園や緑地について、民間活力も導入しながら整備を進めています。 対象面積：約44ha ＜計画目標等＞ 港湾及び背後地域の良好な環境の創出、港湾で働く人や市民のスポーツ・レクリエーション需要への対応及び本市の緑の都市づくりを推進するための緑地となっている。	・R5年度末までに約32haを供用中 ① みなと100年公園 ② 香椎浜公園（野球場） ③ JAPAN BASE（ラクビー場） ④ 福岡フットボールセンター（サッカー場）	港湾空港局	港湾管理課
	エコパークゾーンの水域利用	エコパークゾーンの水域利用について、関係者とともに、住環境及び自然環境に配慮した自主ルールを策定し、実践活動を行っています。 ＜計画目標＞ ・エコパークゾーンを「動力船エリア」「非動力船エリア」「マリンスポーツ禁止エリア」に分ける。 ・関係者によるルールの策定と、市民啓発活動を通じて、適切な水域利用に努める。	・関係者からなる「エコパークゾーン水域利用連絡会議」で情報共有・調整を行い、自主ルールの実効性を高めるための活動を実施 ・その他、啓発看板の設置、ルールブックの配布、HP掲載を行った	港湾空港局	港湾管理課
	河川の緑化（再掲）	第1章第2節第1項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
生物多様性の恵みを活かした災害につよまちづくり	市営林造林保育事業	森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、下刈や間伐等の保育を計画的に実施しています。	・保育（分取林等）：89.94ha	農林水産局	森づくり推進課
	森林環境整備事業	長期間手入れがなされず荒廃した森林や新たに荒廃する恐れがある森林に対して間伐などを行い、公益的機能が発揮できる森林へ誘導を行っています。	・間伐：38.85ha	農林水産局	森づくり推進課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出	生物多様性ふくおか戦略の推進	・ふくおかレンジャー 子ども向けの自然観察会等を開催するとともに生物多様性に関する取組みを企画・実施する意欲的な人材を育成します。 ・里海保全再生事業（第1章第2節第1項に掲載） ・森の恵み体験活動 森、川、海のつながりを重視し、生物多様性の保全や水源涵養、土砂災害の防止等の様々な役割を持つ森について関心を高めるため、森林の機能・特徴を学び、森の恵みを体験する活動等を実施しています。 ＜計画目標等＞ 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	・ふくおかレンジャー養成講座：7回（受講生累計：216人） ・森の恵み体験活動 ①体験活動：4回開催 ②生きものと私たちのくらし展 展示団体数：16団体	環境局	環境調整課
	海の中道青少年海の家	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年の野外活動拠点施設です。自然に直接触れ、「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを準備し、環境教育・学習を実施しています。	・環境保全活動（ビーチクリーンアップなど） ・自然観察活動 （天体観察、動物ウォッチング、パークテリング、ウォークラリーなど） ・自然体験活動（カッター教室、塩作り、砂の造形、貝皿クラフト、貝殻アートなど） ・延利用者数：52,461人 （内訳）自然教室など：37,910人 主催事業など：271人 青少年団体：11,595人 その他：2,685人	こども未来局	こども健全育成課
	青振少年自然の家	福岡市の南部に位置する脊振山系には豊かな自然が残され、様々な樹木が生育し、数多くの種類の動物や鳥が生息するなど、多様な生態系が形成されており、山頂付近では貴重なブナ林が観察できます。青振少年自然の家はこの脊振山の腹に位置しており、当施設での様々な活動を通して、自然とのふれあいの場を提供しています。	・自然観察活動（天体観察、水生生物の観察など） ・自然体験活動（登山、グリーンアドベンチャー、トレジャーハンティングなど） ・クラフト活動（木片ペイント、キーラックづくり） ・延利用者数：15,825人 （内訳）自然教室など：11,857人 主催事業など：732人 青少年団体：2,142人 その他：1,094人	こども未来局	こども健全育成課

第1章 分野別施策の展開
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの創出(続き)	自然教室開催	原則として小学5年生及び中学1年生を対象に、背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家等で、自然教室を実施しています。 <計画目標等> 自然に対する理解や畏敬の念を深めるとともに、規律ある態度や信頼関係を育てる。自然愛護の態度を育てる。	R5年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、活動内容や場所を各学校で工夫しながら、小学校は145校中145校で実施。中学校は70校中70校で実施。	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	市民緑地の設置	民有地の良好な樹林地を市が土地所有者と土地の貸借契約を行い、遊歩道、ベンチ等を設置し、市民に公開しています。	・R5年度末の指定状況：1地区、2.8ha	住宅都市局	政策課
	植物園	花や緑に関する相談や講座、観察会や展示会の開催など都市緑化の普及啓発に関する様々な事業を行っています。	・緑の相談：3,492件 ・植物等観察会：2回開催 ・園芸講座：77回実施 ・体験教室：22回開催 ・イベント：279回開催 ・展示会：39回開催	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム	動物の飼育体験やレクチャー、ガイドツアー等を通して、動物愛護や野生生物保護・地球環境保全への理解を深める学習プログラムを実施しています。 ・社会人講話(対象：中学生) ・小学生講話(対象：小学生) ・博物館実習(対象：大学生等) ・出前講座(対象：市民) ・サマースクール(対象：小学生) ・バックヤードツアー(対象：動物サポーター) ・大人のための飼育体験講座(対象：中学生以上) ・職場実習(対象：中学生) ・200スポットガイド(対象：来園者[日曜日、祝日等]) ・バックヤードガイド(対象：来園者[日曜日、祝日等]) ・ふれあい教室(事前申込の来園者)	・社会人講話：9回368人 ・小学生講話：14回1,439人 ・博物館実習等：1回4人 ・出前講座：2回32人 ・サマースクール：2回49人 ・バックヤードツアー：4回73人 ・大人のための飼育体験講座：1回17人 ・職場実習：中止 ・200スポットガイド：127回 ・バックヤードガイド：7回 ・ふれあい教室：0人 ・イベント講習会(保健環境研究所で実施)：1回17人	住宅都市局	動物園
	動物情報館・こども動物園	福岡市動物園では、動物情報館で野生生物保護・地球環境保全の啓発を目的とした展示やレクチャーを行っています。こども動物園では、小動物とのふれあいを通じて動物愛護や命について学ぶ「ふれあい広場」を整備し、保育園・幼稚園・小学校低学年の児童を対象に「ふれあい教室」を行っています。また、環境技術のPRや夏の暑さ対策として、「こども動物園」に太陽光発電を利用したミスト冷却設備、及び夏の日中舗装表面温度を10～15℃低減させることの出来る、遮熱性舗装を整備しています。	【継続】 ・こども動物園においては、ふれあいができる人員を配置。(金曜日以外) ・太陽光発電ミスト冷却設備設置 ・遮熱性舗装整備 ・動物情報館「ZooLab」でのワークショップ等の開催：330回	住宅都市局	動物園
	ABURAYAMA FUKUOKA (油山牧場・市民の森)	油山牧場：自然の中で乳牛や小動物たちと市民がふれあえる場として、平成8年7月から開設しており、搾乳体験などの家畜とのふれあい等を通して畜産業への理解を深めることができます。 油山市民の森：森林を開放して美しい自然環境及び自然観察の場を提供するとともに林業振興に資することを目的に設置したものです。	・施設の安全な管理運営 ・搾乳体験、乗馬体験、えさやり体験 ・森の自然かんさつ会、きのこ倶楽部、バードウォッチング、森ヨガ、おやこトコトコさんぽ、木塾(スプーン作り)などのイベントを実施。 ・R5年度入場者数：約597,900人	農林水産局	政策企画課
	今津リフレッシュ農園	休憩ハウス付農園や集合農園を西区今津に開園しています。自然とのふれあいを求める都市住民のニーズに応え、作物栽培や収穫体験を通じ、農業への理解を深め、心身リフレッシュの場として提供しています。	・施設の安全な管理運営 ・施設案内(PR)及び情報提供の充実 ・体験農園、栽培講習会・相談会、料理教室、年末感謝祭 R5年度入場者数：約58,600人	農林水産局	政策企画課
	立花寺緑地リフレッシュ農園	余暇活用や健康増進、農業への理解を深めるため、市民に野菜・花などの栽培体験や公園としての憩いの場である農園を提供しています。	・施設の安全な管理運営 ・果樹展示園の栽培管理 ・積極的な広報活動の展開 ・みかん狩り等、園芸講座、園芸相談 R5年度入場者数：約203,500人	農林水産局	政策企画課
	花畑園芸公園	四季を通してさまざまな花や果実を見ることができ、秋にはみかん狩りの体験や、年間を通して園芸についてのさまざまな知識が得られる「園芸講座」や「園芸相談」を実施し、気軽に憩える場として市民に利用されています。	・施設の的確な管理運営 ・果樹展示園の栽培管理 ・積極的な広報活動の展開 ・みかん狩り等、園芸講座、園芸相談 R5年度入場者数：約203,500人	農林水産局	政策企画課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業	立花山・三日月山の更なる魅力を高めるため、ボランティア団体と共働して、登山道の巡回や森林保全などを行うとともに、登山マップ・自然パンフレット・ホームページ等による広報活動などを行っています。 <計画目標等> ・登山ルートの安全確保 ・ボランティア活動人数増 ・積極的なPR活動	・ボランティア団体との共働による登山道の巡回 ・ホームページや掲示板を活用したPR活動 ・登山マップ・自然パンフレットを配布 ・間伐材を活用した市民参加型のミニ門松づくり 参加者数：40人 ・ボランティアメンバー登録者数：44人	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	-	早良区 西区	生活環境課 生活環境課

第1章 分野別施策の展開
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出(続き)	樋井川・油山の魅力発信	城南区の自然資源である樋井川・油山の魅力を広く市民に対して発信し、身近な自然の良さを知ってもらいます。 <計画目標等> 豊かな自然環境が市街地に近いという特性を活かし、市民の自然環境保全意識の醸成に寄与する。	・油山の魅力や油山片江展望台でのハチクマ観察会の開催等について市政だよりや区HP等により情報発信。 ・「樋井川じゃぶじゃぶマップ」の配布(配布数:1,910部) ・樋井川の歴史や油山のおすすめスポットを紹介する動画(2本)を作成し、区ホームページや福岡市のYoutube(福岡チャンネル)で公開。 ・11月に「秋の油山トレッキング」を実施	城南区	企画振興課
	河川環境整備(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	治水池環境整備	市街地に残された貴重なオープンスペースを活用し、身近にふれあえる水辺として治水池の環境整備を推進しています。 <計画目標等> 地域の特性を踏まえた水辺を整備し、うろおいのある快適なまちづくりを推進する。	・引き続き、必要に応じて、整備可能な箇所を検討する。 (R5実績なし)	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備	自然共生型ため池については、地域に残された貴重な資源であり、自然を生かした身近な水辺空間として、市民の健康づくりや憩いの場として活用されるよう、地域との共働により清掃活動等を実施した。	・自然共生型ため池について、周辺の町内会・自治会等で構成された「ため池愛護会」と共働で、花壇の管理や清掃等を実施 実施回数:254回	農林水産局	農業施設課
	緑の活動支援事業	緑豊かな生活環境創出と地域コミュニティ形成のため、樹林地等の保全管理を行う「地域の森づくり」、地域の公共地や空地で花壇づくり等を行う「地域の花づくり」を行う市民や団体等の自主的な活動を支援しています。	・街路花壇管理協定締結団体数:281団体 ・「地域の森づくり」活動助成団体数:22団体 ・「地域の花づくり」活動助成団体数:228団体	住宅都市局	一人一花推進課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)	地域への愛着や思いやりを大切にすることを育み、地域コミュニティの向上や街の景観美化などの効果を期待し、住民、企業及び行政と一緒に花植えや、花の日常管理を行っています。	・民間企業・市民・行政が連携した植花活動:3回 ・13館の公民館で植花活動を実施:計3回 ・ホームページにてPR活動を実施	中央区	企画振興課
	区独自事業・南区(まちなか再発見事業)	南区の景観の特色であるため池や那珂川などの水辺、油山や鴻巣山の緑などの自然をさらに身近に感じられるよう、市民と共働で推進するものです。	南区の特徴・地域資源である「水辺」「緑」等の自然をまちづくりに活用し、下記事業を実施 ・小学生親子向けイベント 「このす山で森のワークショップ」の実施	南区	企画振興課
生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用	水産業みらい投資推進事業	水産業生産者が、一次品とその加工品、さらには付加されたサービスの企画・生産・加工・サービス提供を進め、販路拡大とブランド化をはかることで、生産者の所得向上と後継者の増大を目指す。	・国内外向けのブランド強化・販路拡大を推進し、市内の高級ホテルで牡蠣の提供を開始した。	農林水産局	水産振興課
	見て・来て・食べて・浜の活性化推進事業	魚食普及及び地元水産物の消費拡大を目的に、水産物フェアを実施	R5年度は、イカ・鯛・牡蠣・ひらめの4魚種のフェアを開催した。	農林水産局	水産振興課
	地産地消の推進	関係機関と共に学校給食における市内産農水産物の利用拡大に取り組むとともに、学校菜園や生産者交流体験等を通じて地産地消を推進します。	・学校給食における市内産農産物利用割合 野菜※:31.8% ※小学校における主要18品目の重量ベース ・学童菜園事業 市内5校で実施 ・生産者交流体験 4回実施	農林水産局	政策企画課
	食のブランド化	市内産農畜産物の商標登録・ロゴ作成などの支援や市内産農畜産物を用いた新商品の開発支援により食のブランド化を図ります。	・加工品開発等に取り組んだ事業者等の数:2事業者 ・開発・販売した加工品数:42品 (R6年3月末)(累計)	農林水産局	政策企画課
生物多様性に支えられる文化の継承	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課

第1章 分野別施策の展開
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり
 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
市民への生物多様性の認識の理解促進	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども健全育成課
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	第1章第2節第2項に掲載	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	動物情報館・こども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	ABURAYAMA FUKUOKA(油山牧場・市民の森)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	背振少年自然の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども健全育成課
	今津リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	立花寺緑地リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	企画振興課
	区独自事業・南区(まちなかのよかとこ再発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課
	多様な主体参画の促進、支援	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局
国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	博多湾NEXT会議	市民、市民団体、漁業関係者、企業、学校、行政など多様な主体からなる「博多湾NEXT会議」において、ブルーカーボン生態系のひとつであるアマモ場づくりを中心に、イベントの実施、博多湾の魅力発信など、環境保全創造の取組みを進めています。	・アマモの種子選別作業：1回(8月) ・アマモ場づくり：3回(4～12月) ・情報交換会等：3回(1～3月) ・藻類観察会：1回(5月) ・全国アマモサミット2023 in ふくおか開催(10月)	港湾空港局	みなと環境政策課
	和白干潟保全のつどい	和白干潟を中心に活動する市民団体等と定期的に意見交換しながら、和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業を企画・実施しています。	・定例会：10回 ・環境保全活動：4回(内訳) 干潟の生きもの観察会(7月) アオサの回収(9～10月) バードウォッチング(12月)	港湾空港局	みなと環境政策課
NPO等交流支援事業	環境保全活動を行うNPO団体や個人、事業者、学識者及び関心のある市民等の交流や連携を促進するため、「ふくおか環境連絡交流会」、「ふくおか環境活動発表会」及び「トークカフェ」を実施しています。	・NPO等交流支援事業 ①ふくおか環境連絡交流会：1回 13人 ②ふくおか環境活動発表会：1回 29人 ③トークカフェ：3回 88人	保健医療局	環境科学課	

第1章 分野別施策の展開

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
様々な媒体等を活用した情報発信	食品ロス対策の推進	食品ロス削減等のリデュース・リユース等につながる市民の実践行動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブイベントの実施 回収した食品：897個 (249kg) ・常設フードドライブの実績 回収した食品：4,759個 (1,395kg) 	環境局	計画課 ごみ減量推進課
	プラスチックごみ発生抑制	地域が実施する夏祭り等のイベントにおいて、環境配慮型容器の導入を支援し、イベント運営者及び来場者への認知度向上、普及に向けた広報・啓発、及びプラスチックごみの削減について、小売店等と共同で啓発を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント 6校区10イベントで実施 アンケート：1,021回答 ・その他イベント(臨海3Rイコトフェスタ) アンケート：32回答 ・「プラスチック資源循環促進法」の共同啓発や、メーカーによるプラスチック製品自主回収について、広報支援等を実施 	環境局	計画課 ごみ減量推進課
	ごみ減量広報・啓発活動	市民へごみ減量・リサイクルの啓発を行うため、大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施するとともに、市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等を作成・配布するなど広報活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみルールブック(日・英・中・韓4か国語)：80,000部 ○家庭ごみガイド：50,000部 ○引越越しごみチラシ：12,700部 ○出前講座 <ul style="list-style-type: none"> ・「正しく分ければ「ごみ」じゃない」 実施件数 46件 参加人数 1,415人 ・「「食品ロス」ってなに？」 実施件数 14件 参加人数 407人 ・「フードドライブやってみませんか？」 実施件数 4件 参加人数 122人 ・「プラスチックごみ問題を知る！」 実施件数 19件 参加人数 630人 	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業	資源化に関する専用ホームページの活用により、排出事業者と資源物回収事業者が事業系ごみの資源化に関する互いの情報を共有し、回収へとつながっていく環境の整備を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事業者の紹介・メールマガジンを活用した情報発信等(H25年3月開設) ・メールマガジン登録件数：993件 	環境局	ごみ減量推進課
環境教育・学習機会の提供	3Rステーション事業	西部3Rステーション(リサイクルプラザ)及び臨海3Rステーション(リサイクルプラザ)において、市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、情報提供、各種講座やイベントを開催するとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施します。 ＜計画目標等＞ 情報提供機能を強化するとともに、3Rを中心とした各種講座の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者総数：80,981人 ・講座等開催回数：1,477回 参加人数：9,670人 ・イベント開催回数：46回 参加人数：6,190人 ・不用品提供数：134,556点 	環境局	ごみ減量推進課
	生ごみリサイクル推進事業	立花寺1丁目種育苗成施設内菜園や臨海工場内エコ農園において、生ごみ堆肥の作り方やできた堆肥の使い方を学ぶ「菜園講座」を行っています。 また、初心者を対象に、ベランダなどで手軽にできる「段ボールコンポスト使い方講座」や、一人一花運動と連携し、緑のコーディネーターやボランティア花壇管理団体を対象とした「生ごみ堆肥づくり研修会」を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ①菜園講座 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：12回 ・参加人数：112人 ②段ボールコンポスト使い方講座 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：6回 ・参加人数：110人 ③生ごみ堆肥づくり研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：4回 ・参加人数：49人 	環境局	ごみ減量推進課
ごみの分別等に関する啓発・指導	区独自事業・城南区(雑がみりサイクル推進事業)	雑がみりサイクルについて市民認知度を向上させ、行動の定着を促すため、雑がみりサイクル啓発用マグネットシートを作成・配布するなど啓発活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ①雑がみりサイクル啓発グッズの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・マグネットシート 7,136枚配布 ・雑がみ回収促進袋 32,194枚配布 ②雑がみりサイクル啓発グッズを用いて、雑がみの種類や出し方について説明 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館サークル 1回 (15名) ・集団回収代表者説明会 2回 (56名) ・幼稚園、保育園 3回 (500名) ③市政だより(区版)やホームページ、情報ディスプレイ等による広報・啓発(5回) 	城南区	生活環境課

第1章 分野別施策の展開
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり
 第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
地域における資源物回収の促進	地域集団回収等報奨制度	資源物の集団回収等実施団体に回収量等に応じた報奨金を交付し、回収活動の促進を図っています。 ①回収量に応じた報奨金(5円/kg) ②その他の報奨金 ・集団回収実施団体 回収実施月に対する報奨金(2,500円/月) ・紙リサイクルボックス管理団体 古紙保管庫の管理経費(年間) 民有地:5万円、公有地:3万円 ・校区紙リサイクルステーション管理団体 管理運営経費(1万円/月) 資源物回収促進経費(60円/年間・1世帯) ※12万円～42万円の範囲内 <計画目標等> 古紙が可燃ごみとして排出されないよう、集団回収や地域の回収拠点の利用を促す。	・地域集団回収等回収実績 回収量:20,808 t 【内訳】 地域集団回収 : 11,200 t 紙リサイクルボックス : 3,385 t (323カ所) 校区紙リサイクルステーション : 2,778 t (98カ所) 区役所・市民センター : 1,383 t (9カ所) 民間協力店回収実績 空きびん・ペットボトルの回収:2,062 t (61カ所) ※区役所・市民センターは年度、その他は暦年の実績 ※設置箇所数はR6.3.31現在 ※地域集団回収等報奨制度参加団体:1,877団体	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業	市民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民等の参加を得て、資源物回収を行うものです。 ○紙リサイクルボックス 地域団体の要望に応じて設置。 ・回収品目:古紙など ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○校区紙リサイクルステーション 校区団体の要望に応じて、小学校区に1カ所設置。 ・開設時間 原則土・日曜日 9時～17時 ・回収品目 原則古紙と牛乳パック ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○区役所・市民センター等9カ所 ・開設時間:毎日9時～17時(年末年始を除く) ・回収品目:古紙・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・たい肥(H17年7月～)、食品トレイ(H18年1月～)、蛍光管(H18年1月～)、乾電池(H27年4月～)、古着(H27年6月～)、水銀体温計・温度計・血圧計(H29年4月～)、使用済食用油(H30年4月～)、小型充電式電池(H31年4月～)、プラスチック製品(R4年5月～) ○民間協力店 ・回収品目:空きびん・ペットボトル <計画目標等> 紙リサイクルボックス及び校区紙リサイクルステーションについては、設置を希望する地域に設置していく。	【参考】 新聞社による新聞古紙回収:3,868 t ○福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイト実績 アクセス数:718,354件	環境局	ごみ減量推進課 収集管理課
有用金属のリサイクルによる資源確保	使用済小型電子機器回収事業	携帯電話などの使用済小型電子機器に含まれる金属を再資源化するため、回収ボックスの設置や粗大ごみからのピックアップ回収等を行っています。	・回収拠点数:44カ所 ・回収量:103,278kg	環境局	ごみ減量推進課
	蛍光管等の拠点回収事業	一般家庭から出される蛍光管・乾電池については、家電量販店やホームセンター等に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、また、水銀体温計・温度計・血圧計については、市内の福岡市薬剤師会会員の薬局等に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、再資源化を行っています。	回収量:48,690kg ・蛍光管:22,160kg ・乾電池:26,530kg ・水銀体温計等:28kg	環境局	ごみ減量推進課
事業系食品廃棄物の資源化促進	事業系食品廃棄物3R推進事業	事業所から排出されるごみの中で、紙類に次いで多くの割合を占める食品廃棄物について、更なる減量・リサイクルを推進しています。	・排出事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知、広報 ・フードバンクを活用した食品ロス削減啓発事業の実施	環境局	ごみ減量推進課
事業系古紙回収の推進	事業系ごみ資源回収推進事業	中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進しています。	・システムによる古紙回収の実施 R5年度回収量:12,202 t ・排出事業者に対する本システムの周知、広報	環境局	ごみ減量推進課
一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業所ごみ減量再資源化指導	事業所のごみ減量・再資源化を図るため、延床面積の合計が1,000㎡超の事業用建築物を特定事業用建築物と定め、その所有者等に、紙使用量抑制、古紙等資源物回収、再生品使用などにより、ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導しています。	・事業所への立入指導等:延べ1,094件	環境局	ごみ減量推進課
	資源物回収協定制度	優良な資源物回収事業者と協定を締結し、互いに連携を図ることにより資源物の再生利用を促進することを目的に「福岡市資源物回収協定制度」を実施しています。	・協定参加事業者の新規募集を実施 ・協定参加事業者数:23事業者	環境局	ごみ減量推進課

第1章 分野別施策の展開

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	資源物回収協定制(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	エコアクション21取得支援事業	市内事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取組みを促進するために、環境省が推進している中小事業者等向け簡易版環境マネジメントシステム(EMS)である「エコアクション21(EA21)」の市内事業者への普及を図っています。	・EA21導入セミナーを実施(市内事業者等を対象とした説明会) 市内事業者参加数：5事業者	環境局	環境政策課
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、事業系一般廃棄物の資源化等に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、その研究費用の一部を補助します。	・補助件数：2件	環境局	計画課
	事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援	事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助します。	・補助件数：1件	環境局	計画課
事業系ごみの資源化調査	事業系ごみの減量・リサイクルを推進するための基礎データの取得を目的とし、展開調査により、事業所のごみ排出状況を継続的に調査しています。	・期間：R5.11.10～R5.12.7のうち計14日間 調査検体数：100	環境局	計画課	
福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	事業系ごみの資源化に向けた事業者の取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、循環型社会の形成を進めるための事業を実施することを目的に、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を設置しています。 また、事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、本ファンドを適正に活用していくために、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会」において、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価などを行います。	・福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会開催実績：2回	環境局	計画課	
庁舎等ごみ減量	マイボトルの利用によるプラスチックごみの削減のため、庁舎等にマイボトル用「給水スポット」を設置します。	・設置か所：5か所(年度末時点累計13か所)	環境局	ごみ減量推進課	
家庭ごみの有料制の継続	家庭ごみの有料制	ごみの排出者としての役割を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続します。	継続	環境局	計画課
事業系ごみの処理手数料の徴収	事業系ごみの処理手数料	事業系ごみの処理手数料を徴収することにより、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図ります。	継続	環境局	計画課
各種リサイクル法の推進	魚滓の再資源化	水産バイオマスである魚滓を無公害に魚粉等への加工を民間事業者による処理に移行し、引き続き利活用に積極的に取り組み、市民生活の環境保全に努めています。 <計画目標> ・(民間事業者)積替保管施設への魚滓搬入量：6,000 t	・(民間事業者)積替保管施設魚滓搬入量：4,578 t	農林水産局	水産振興課
	福岡魚滓処理対策協議会	水産バイオマスの利活用を図るため、福岡市及び近隣18市町で協議会を設置し、魚滓の再資源化の推進を図っています。	・協議会実施状況 2回：第1回(R5.5.23) 第2回(R5.11.22)	農林水産局	水産振興課
	使用済み乗車券のリサイクル	地下鉄各駅のごみ減量化を図るため、使用済み乗車券を回収し、製紙原料としてリサイクルを行っています。	・使用済み乗車券回収量：6.3 t	交通局	駅務サービス課
	学校給食残食のリサイクル	学校給食で発生する残食(調理くず、おかず等の食べ残し)の一部を回収し、飼料の原料として再生利用を行っています。また、つぎ残しの米飯については、豚の餌として全量利用されています。	・残食回収量：419 t ・米飯回収量：399 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食廃油のリサイクル	学校給食で使用した食用油を全量回収し、給食センターに設置しているリサイクルボイラーで燃料として使用するほか、飼料用油脂等として売却しています。	・ボイラー投入量：43 t ・売払い量：53 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食牛乳パックのリサイクル	児童生徒が洗浄、乾燥させた使用済みの学校給食牛乳紙パックを回収し、再生紙の原料として再生利用しています。	・回収量：0.44 t ・参加校：小学校2校 中学校1校 特別支援学校1校	教育委員会	給食運営課

第1章 分野別施策の展開
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり
 第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
収集運搬の区分及び体制	家庭ごみの収集運搬	一般廃棄物の適正な処理のため、家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集しています。	・収集量 可燃ごみ：253,538 t 不燃ごみ：14,301 t 粗大ごみ：7,284 t 空きびん・ペットボトル：10,205 t	環境局	収集管理課
資源物の持ち去り防止対策	資源物持ち去り防止対策	家庭の不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施など資源物持ち去り防止対策を実施しています。	・夜間パトロール実施日数：264日	環境局	収集管理課
ごみ処理施設の適切な維持・運転・整備とアセットマネジメントを活用した既存施設の効率的運用	アセットマネジメントの推進	市有施設を安全・安心に利用できるよう維持し、良質な公共サービスを持続的に提供していくため、「福岡市アセットマネジメント基本方針」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理を推進します。	・「福岡市アセットマネジメント推進プラン(R3.6)」に基づき、計画的・予防的な改修・修繕等による施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理を推進した。	財政局	アセットマネジメント推進課
	工場等整備事業	工場等の機能維持対策など、計画的な整備・更新を行い必要な処理能力の確保を図っていきます。	・清掃工場等の改良工事や復旧工事等の施設整備	環境局	工場整備課
	自己搬入ごみに対する搬入物検査の実施	処理施設にごみを自己搬入する際の搬入物検査を行い、不適切搬入者に対して、持ち帰り等の指導を行っています。	・搬入物検査実績 検査件数：198,289台 指導等件数：297件	環境局	事業推進課
	びん・ペットボトルの再資源化	収集されたびん・ペットボトルは、びん・ペットボトル中継保管施設又は選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者に引き渡されています。	・資源化量：7,254t (内訳) びん：3,153t ペットボトル：4,101t	環境局	事業推進課
	不燃ごみの有価物回収	東部・西部資源化センターに搬入された不燃ごみを破砕し、磁選機等により鉄、アルミを回収、再資源化しています。また、自転車についても再資源化しています。	・資源化量：6,674t (内訳) 鉄：5,228t アルミ：1,186t 自転車：260t	環境局	事業推進課
埋立処分の体制	ごみ埋立場の整備・施設維持管理	ごみ埋立の進捗に合わせて、ごみ埋立場の整備を行うとともに、施設の修繕等維持管理を行っています。	・埋立場の改良工事等の施設整備	環境局	施設課
広域連携	福岡都市圏南部環境事業組合	本市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市で一部事務組合を設立し、共同で可燃ごみ処理施設の建設及び運営を行っています。	・H28.4月より清掃工場及び最終処分場(埋立場)の供用開始 ・焼却処理量：26,157t ・灰埋立処分量：2,812t	環境局	事業推進課
災害対策	災害廃棄物の収集・運搬に関する協定	災害に対し迅速かつ的確に対応し、被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的として、委託・許可業者と協定を結んでいます。	協定を締結している委託・許可業者と適宜必要な情報共有を実施	環境局	収集管理課 計画課
産業廃棄物対策	産業廃棄物排出事業者の監視・指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であることため、事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入件数：538件 (内訳) 多量排出事業者：33件 建設工事現場等：206件 PCB保管事業場：16件 アスベスト関連工事現場：45件 病院・その他の有害廃棄物の排出事業場：13件 苦情等：18件 重点監視事業所等：207件	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物処理業者の指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であること、また、不適正処理が発生した場合に周辺環境へ著しい影響を及ぼすおそれがあることから、産業廃棄物処理業者等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入件数：434件 (内訳) 処理業許可業者：385件 自動車リサイクル許可業者：49件	環境局	産業廃棄物指導課
	公共工事における産業廃棄物の有効利用の推進	公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理推進のため、庁内関係部局による情報交換、調査研究等を行っています。	・公共工事発注課向けの研修会(eラーニング)による開催 ・公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率：ほぼ100%	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物に関する啓発	産業廃棄物に関する認識向上、減量化・有効利用及び適正処理推進のため、事業者及び処理業者を対象とした講習会及び説明会を実施するとともに、医療関係機関・土木建設業者等の各種団体からの要請により講師を派遣しています。	・説明会・講習会 開催回数：4回 受講者数：出前講座17名 JICA講習会2回16名 福岡市歯科医師会講習会14名 福岡県・市合同排出事業者講習会をWEB掲載により実施。	環境局	産業廃棄物指導課
不法投棄対策	不法投棄対策	監視カメラの増設や、警察などの関係機関・区役所と連携をしパトロールを行っているほか、地域住民による不法投棄防止活動の支援等を行っています。 ＜計画目標等＞ R6年度不法投棄処理量：39 t	・不法投棄処理量：14t(処理件数：427件)	環境局	産業廃棄物指導課

第1章 分野別施策の展開
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり
 第3項 水資源の有効利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
水の有効利用	①漏水防止調査 ②給水管の漏水対策 ③配水調整システムの整備	①漏水の早期発見、早期修理を行うため、計画的に漏水調査を行い、水の有効利用を図っています。 ②宅地内で漏水が発生した給水管の応急修理を行うとともに、漏水した給水管やその他の老朽化した給水管の取替を実施しています。 ③配水調整システムの機能を維持するために、市内に設置している遠方監視制御装置を計画的に更新しています。	①調査延長 : 3,008km ②応急修理 : 1,223件 給水管取替 : 1,367件 ③更新箇所 : 14箇所	水道局	管修理課 節水推進課 水管理課
節水意識の高揚	「水をたいせつに」広報の推進	・「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民(社会)全体に継承され続けるよう、「節水の日」キャンペーンの実施や広報紙「みずだより」等各種印刷物を制作するほか、水道局公式アンバサダーによる啓発動画の配信、HP、X(旧ツイッター)による広報活動を実施しています。 ・小学4年生を対象にした出前授業「子ども水道教室」や小学4～6年生を対象の「水をたいせつに」絵画コンクールを通して、水道事業への興味関心を惹きつけ、水のたいせつさへの理解を深めています。 <計画目標等> 節水意識 90%以上を維持 (福岡市水道長期ビジョン)	「水をたいせつに」広報 ・「節水の日」キャンペーン ・広報紙「みずだより」の発行 ・小学生社会科副読本「水とわたしたち」の発行 ・「水をたいせつに」絵画コンクール ・子ども水道教室、小学校向け浄水場見学の実施 <節水意識> 92.5% (令和5年度市政アンケート調査)	水道局	総務課
都市の保水機能の強化	特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	政策課
	生産緑地地区の指定等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	優良農地の確保・保全等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	耕作放棄地再生事業(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	保存樹の指定(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	活用課
	緑化推進事業(公共施設の緑化)(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	活用課
	市営造林林保育事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課
	森林環境整備事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課
	治水池環境整備(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業施設課
	雨水流出抑制施設助成制度	雨水の貯留・浸透施設を設置される方に助成金を交付し、浸水被害の軽減に対する市民意識の向上を図る。 ①雨水貯留タンクの助成 <助成上限額> ・タンク合計容量100㎥～500㎥未満 = 1万5千円まで ・タンク合計容量500㎥以上= 3万円まで ②雨水浸透施設(浸透ます、浸透管)の助成 <助成上限額> (既存建築物) ・1敷地当たり合計10万円まで ・雨水浸透樹1基当たり2万円まで ・雨水浸透管1m当たり7千円まで (新築・増築建築物) ・1敷地当たり合計5万円まで ・雨水浸透樹1基当たり1万円まで ・雨水浸透管1m当たり4千円まで	①雨水貯留タンク: 36件 ②雨水浸透施設: 1件	道路下水道局	下水道管理課
	下水処理水や雨水等の有効利用	広域循環型雑用水道(再生水利用下水道事業)(下水処理水の再利用)	中部水処理センター及び東部水処理センターの下水処理水の一部を再生処理し、主に水洗便所の洗浄用水として供給しています。 (供給開始 昭和55年6月) ①現在供給能力(R6.4.1現在) 中部: 日最大10,000㎥/日 東部: 日最大1,600㎥/日 ②供給区域(R6.4.1現在) 中部地区: 1,020ha (天神・渡辺通り地区、シサイトももち地区、博多駅周辺地区、都心ウオーターフロント地区、六本松地区) 東部地区: 528ha (香椎地区、77ランドシティ地区、箱崎地区) ③再生水用途: 大型建築物の水洗便所の洗浄用水、公園、街路等の樹木への散水	・供給施設: 527件(S55年度～) ・R5年度新規供給施設: 17件 ・R5年度供給廃止施設: 1件 ・日平均使用水量: 約5,647㎥/日	道路下水道局
雨水の有効利用		循環型社会構築、自然の水循環回復による環境にやさしいまちづくりを目的に、雑用水補給水の一部として、市役所本庁舎、マリンメッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用(貯留)を図っています。	・継続実施	総務企画局 水道局	水資源担当 節水推進課

第1章 分野別施策の展開
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり
 第3項 水資源の有効利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
下水処理水や雨水等の有効利用(続き)	雨水の利用及び工場作業排水の再利用	橋本車両基地内に降った雨水を車体洗浄等の作業用水として利用するとともに、さらにその水を再処理して、橋本車両基地内及び橋本駅トイレの洗浄水として利用しています。	・水道水節減量：5,969m ³ /年	交通局	橋本車両工場
	個別循環型雑用水道利用	個別の建築物において発生した汚水・雑排水を処理し、水洗便所の洗浄用水として利用しています。	・導入施設件数：325施設(S54年度～) ・平均使用水量：約5,778m ³ /日	水道局	節水推進課
エネルギーの有効利用	小水力発電設備を活用した再生エネルギーの導入	水源から浄水場までの高低差を利用した小水力発電設備を設置しています。	・累計設置数：4施設 H23年度稼働：1施設 H26年度稼働：1施設 H29年度稼働：1施設 R5年度稼働：1施設 ・設備出力合計：272kW	水道局	技術管理課
	下水バイオガス水素ステーションの運営	下水バイオガスから水素を製造し、燃料電池自動車等に供給する水素ステーションを民間企業5社とともに運営しています。	水素充填実績：452台(燃料電池自動車)	経済観光文化局	水素推進担当
水源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	筑後川流域の日田市・朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹・下草刈りなどの育林活動やダム見学等を通じた地元住民との交流事業に加え、本市の子どもたちが水の大切さを学ぶ体験学習などを実施し、市民と水源地域との相互理解・連携を深めています。	① 育林活動等交流事業 ・朝倉市との交流：1事業 参加者総数 60人 ・日田市との交流：3事業 参加者総数 627人 ・吉野ヶ里町との交流：1事業 参加者総数 40人 ② 子ども体験学習(1事業) 36人	水道局	流域連携課
国際協力の推進	国際貢献・国際協力の推進	海外からの研修生受け入れや職員の海外派遣により、福岡市の住み良いまちづくりを広く海外に紹介することで、国際貢献・国際協力を推進しています。	国際視察・研修受入：12人(水資源のみ)	総務企画局	アジア連携課
	水道分野における国際貢献活動	独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じて、アジア地域などへの職員派遣や研修員受け入れにより、水道分野の技術協力をを行っています。	①職員派遣 ・JICA技術協力プロジェクト(フィジー共和国)：3人 ②視察・研修員受入 ・JICA課題別研修(7カ国)：8人	水道局	経営企画課
	下水道整備に係る国際技術協力	独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じて、アジア地域などへの職員派遣や研修員受け入れにより、下水道整備に係る技術協力をを行っています。	①職員派遣 ・国交省FS調査(ベトナム社会主義共和国・カンター市)：2人 ・JICA技術協力プロジェクト(フィジー共和国)：2人 ・JICA課題別研修フォローアップ調査(バングラデシュ人民共和国)：2人 ②視察・研修員受入 ・JICA国別研修(フィジー共和国)：10人	道路下水道局	政策調整課

第1章 分野別施策の展開
 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり
 第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
市民・事業者の省エネ行動の支援	福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：131団体（R6年3月末現在） ・総会の開催（R5.4.20） ・環境フェスティバルふくおか2023への出展 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入支援事業 ②次世代自動車普及促進事業（電気自動車購入等助成）（次世代自動車展示会 10月7日） ③ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与） ④省エネ家電買い換えキャンペーン	環境局	脱炭素社会推進課
住宅用エネルギーシステムの導入推進	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 住宅用のリチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池、V2Hシステム、太陽光発電システムの設置者に対する補助を実施しています。	・住宅用エネルギーシステム設置助成導入が図られたシステム数：1,314基（内訳） リチウムイオン蓄電システム：568基 家庭用燃料電池：214基 V2Hシステム：28基 太陽光発電システム：310基 HEMS：194基	環境局	脱炭素事業推進課	
事業所の省エネ設備の導入推進	事業所用の高効率照明設備、高効率空調設備、高機能換気設備の設置者に対する補助を実施しています。	・事業所用省エネ設備設置助成導入が図られた設備数：454基（内訳） 高効率照明設備：452基 高効率空調設備：2基	環境局	脱炭素事業推進課	
事業所の再エネ設備の導入推進	事業所用の太陽光発電設備の設置者に対する補助を実施しています。	・事業所用太陽光発電設備設置助成導入が図られた設備数：0基	環境局	脱炭素事業推進課	
次世代自動車の普及に向けた支援事業	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 次世代自動車の普及を図り、地球温暖化対策を推進することを目的に、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の設置等の経費の一部を助成すると共に、次世代自動車に関する市民・事業者への啓発事業として「次世代自動車展示・試乗会」を開催しています。	・電気自動車等購入助成：684台（EV：472台、PHEV：207台、FCV：5台） ・充電設備設置助成：128基 ・次世代自動車展示会の実施（10月7日）	環境局	脱炭素事業推進課	
ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与）	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 電気・ガスの省エネや家庭用LED照明の購入、環境イベント参加等、環境保全に寄与する行動（エコアクション）の実施に対してポイントを付与します。 ポイントは商品や交通系ICカードの乗車ポイント（1ポイント＝1円）に交換できます。	・付与ポイント数：3,086,740 ・「はやかけん」ポイント付与：245件 ・参加人数：2,003世帯	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課	
省エネ家電買い換えキャンペーン	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 家庭における電力使用料金の負担軽減とともに、CO2排出削減を図るため、省エネ家電の購入（5万円以上）に対して1/3、最大3万円を補助するキャンペーンを実施しています。	・交付決定数：15,419世帯	環境局	脱炭素社会推進課	
エコ・ウェイブ・ふくおか会議	市内の主要な事業所・団体が構成され、広く、他の業者や市民に行動の波を広げることを目的に、自ら温暖化防止の取組みを行っています。	・本会議（R5.4.20開催） 構成団体：16団体（R6.3月末現在）	環境局	脱炭素社会推進課	
エコドライブの普及促進	市民・事業者に対して、エコドライブを普及促進するための啓発等を実施しています。	・HPでの啓発	環境局	脱炭素事業推進課	
防犯灯のLED化事業	・市内約44,000基（H23年4月時点）の町内会等が設置管理する防犯灯（主に蛍光灯）をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減に寄与します。 ・H23年度から取組みを開始し、新設及び取替で、LED防犯灯を設置する町内会等に補助金を交付し、整備を促進しています。 ・LED化完了時にはH22年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・LED防犯灯への取替：638基（R5年度末累計 40,685基）	道路下水道局	道路維持課	

第1章 分野別施策の展開
 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり
 第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
	脱炭素建築物誘導支援事業 (ZEB・ZEH-M設計補助)	福岡市における建築物の脱炭素化を推進するため、省エネ性能の高い建物であるZEB(ゼブ)、ZEH-M(ゼッチマンション)の建設に係る設計費の定額補助を実施しています。	・交付実績 ZEB: 4件 ZEH-M: 18件	環境局	脱炭素社会推進課
温室効果ガス排出量の報告や削減目標設定を求め「地球温暖化対策計画書制度」等の導入検討	事業所省エネ計画書制度の運用	一定規模以上のエネルギーを使用する事業所に自主的・計画的な省エネを促すための事業所省エネ計画書制度の運用をしています。	・参加事業所数: 41事業所	環境局	脱炭素事業推進課
	排出量取引等による仕組みづくり	排出量取引等によるカーボンオフセットに取り組む仕組みについて検討しています。	・国の検討状況の情報収集	環境局	脱炭素事業推進課
	森林によるカーボン・オフセット推進事業	本市が実施した間伐による二酸化炭素吸収量を、オフセット・クレジット制度において環境省の認証を受け、そのクレジットの取引を行うことにより得た収益を森林の整備保全に充てる事業です。	・売却量: 337t-CO ₂ (13件)	農林水産局	森づくり推進課
低炭素社会の構築に向けた情報提供等	地球温暖化問題に関する広報	地球温暖化問題を広く市民一人ひとりに周知するため、市の広報紙・SNS等を活用した広報活動を実施しています。 <計画目標等> 実効性の高い普及啓発事業を実施していく。	・市政だより 7/1号同時印刷物の全戸配布実施 ・市内各地域で出前講座「今、私たちの未来のためにできること～『脱炭素社会』の実現に向けて～」 実施: 24回/年 ・SNSを活用した情報配信 脱炭素関連の広告表示回数: 9,991,107回 ・環境局HP脱炭素・温暖化対策ページのリニューアル	環境局	脱炭素社会推進課
	事業所の脱炭素に向けた啓発	二酸化炭素排出量が増加している業務部門の省エネ対策として、省エネ対策事例や国等の補助金等を、福岡市が主催する省エネ講習会などで事業者を紹介することで、事業所における省エネ対策を普及促進させ、更なる排出削減の取組みを促す施策の検討を行うため、一定以上の年間エネルギー量を使用する特定事業所を対象とした脱炭素に係る取組み調査を実施するものです。	・事業者等を対象とした脱炭素に関するセミナー(シンポジウム)を2回開催(11月9日開催 58名参加、2月21日開催 64名参加)	環境局	脱炭素事業推進課
森林の整備・保全と連携した地球温暖化対策	森林によるカーボン・オフセット推進事業	第1章第4節第1項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課

第1章 分野別施策の展開
 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり
 第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
市有施設等における省エネの推進	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)	エネルギー使用量が多くなる夏期(5/1～10/31)および冬期(12/1～3/31)に重点的な取組みを実施します。 <計画目標等> H25年度を基準年として、R12年度までにエネルギー起源二酸化炭素排出量を70%削減	・夏期の省エネ対策(5/1～10/31) ・夏期の省エネ対策の取組強化(7/1～7/31) ・冬期の省エネ対策(12/1～3/31) ・冬期の省エネ対策の取組強化(12/1～12/31)	環境局	脱炭素事業推進課
	チャリエコ(共用自転車)の貸出	本庁舎の職員を対象に自転車を貸し出し、庁用車、バス等から自転車への転換を図ります。尚、自転車は、放置自転車を再利用したものを利用します。 <計画目標等> 職員が外勤するとき、できるだけ徒歩や自転車を利用し、運輸(自動車)部門の二酸化炭素削減に努めます。	・チャリエコ(共用自転車)5台整備 ※使用実績:約1～10台/日	環境局	脱炭素事業推進課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針	市有建築物の整備を行う際の環境配慮に関する基本的な考え方などをまとめた「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」を定め、施設整備における省エネ等の環境配慮の推進を図っています。	・同整備指針に沿って設計・施工を実施例)高効率機器の導入、照明機器のLED化、太陽光発電設備の導入等	環境局	脱炭素事業推進課
	リース方式による旧型蛍光灯のLED化	初期投資が不要になるなどのメリットがあるリース方式により、市有施設における消費電力の高い旧型蛍光灯をLED化します。	・H25年度からH27年度までのLED化本数:45,476本 ・R5年度:リース契約期間終了	環境局	脱炭素事業推進課
	市管理照明灯のLED化等省エネ事業	LED化事業 ・市内約35,000基(H24年4月時点)の市が管理する道路照明灯(主に水銀灯)をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減に寄与します。 ・平成24年度から本格的な取組みを開始し、新設及び建替並びに器具交換時にLED道路照明灯を採用しています。 ・LED化完了時には平成23年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・道路照明灯LED化事業:507基 ・他事業によるLED化:117基 計624基 (R5年度末累計34,689基)※新設除く	道路下水道局	道路維持課
	ESCO事業	民間の技術力や資金、経営能力を活用して、庁舎等の老朽化した設備を更新するとともに、運転手法等の指導を受けて光熱水費低減及び省エネを図り、低減額の一部を業者へ報酬として支払うESCO事業を実施します。	・福岡市道路照明灯一括LED化ESCO事業 道路照明灯(約2万基)のLED化 令和元年度契約締結 令和3年度～12年度ESCOサービス提供	財政局	アセットマネジメント推進課
事業所省エネ技術導入サポート事業(ソフトESCO事業)等の利用促進	事業所の省エネ支援事業(省エネ最適化診断)	事業所にエネルギー診断の専門家を派遣し、省エネ対策等の助言・提案を実施しています。	・支援実施事業所:7事業所	環境局	脱炭素事業推進課
	省エネルギー診断事業	庁舎等の現状設備での光熱水費低減及び省エネを図るため、民間事業者から運転手法等の指導を受けて光熱水費を低減し、低減額の一部を業者への報酬として支払う省エネルギー診断事業を実施しています。	・事業実施施設:2施設 ・光熱水費削減額 約47百万円 ・市の利益 約39百万円	財政局	アセットマネジメント推進課
	建築物の省エネルギー計画	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に基づき一定規模以上の建築物について、省エネ基準適合義務化に伴う適合性判定制度及び省エネ届出制度を実施しています。	・省エネ計画書の届出:413件 ・適合性判定:18件 (福岡市に提出されたものに限る)	住宅都市局	建築審査課
	低炭素建築物の認定	都市の健全な発展に寄与するために二酸化炭素の発生を抑制することを目的として、エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づき建築物の新築等計画の認定を行い、低炭素建築物の普及促進を図ります。	・認定件数:55件	住宅都市局	建築審査課
エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進	電気自動車等の優先的な導入	本市庁用車における電気自動車等の優先的な導入を実施しています。	・本市庁用車における電気自動車等導入台数:合計68台 (導入率:7%)	環境局	脱炭素事業推進課
	次世代自動車の普及に向けた支援事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	燃料電池自動車の普及促進	本市公用車等において燃料電池自動車を導入・実証を実施しています。	・本市公用車等における燃料電池自動車導入台数:9台 実証台数:1台	経済観光文化局 水道局 環境局 消防局	水素推進担当 総務課 収集管理課 管理課

第1章 分野別施策の展開

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入	市有施設における再生可能エネルギー導入推進	エネルギーの有効活用のため、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①太陽光発電 メガソーラー 累計 6施設、発電出力 6,519kW その他 累計209施設、発電出力 3,331kW ②バイオマス発電 廃棄物発電 累計 4施設、発電出力 80,900kW その他 累計 2施設、発電出力 2,099kW ③小水力発電 累計 4施設、発電出力 272kW 累計225施設 発電出力 93,121kW	環境局	脱炭素事業推進課
	メガソーラー発電の推進	再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めるため、メガソーラーを整備しています。	①大原メガソーラー発電所(H24) 発電出力:1,000kW ②蒲田メガソーラー発電所(H25) 発電出力:1,000kW ③青果市場太陽光発電所(H27) 発電出力:1,000kW ④西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,320kW ⑤新西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,000kW ⑥蒲田第2メガソーラー発電所(R1) 発電出力:1,199kW 累計 6施設 発電出力6,519kW ※()は発電開始年度	環境局	脱炭素事業推進課
市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入推進	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	事業所の再エネ設備の導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
福岡の特性を活かした新たな都市型再生可能エネルギー等の活用	市有施設屋根貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により市有施設の屋根の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①学校施設 累計 6施設 ②体育施設 累計 4施設 ③交通施設 累計 2施設 累計 12施設	環境局	脱炭素事業推進課
	ごみ焼却熱の有効利用	クリーンパークに発電設備を設け、ごみの焼却熱を利用し発電した電力を、所内や総合西市民プール等の周辺施設で利用し、余剰電力を電力会社へ送電しています。	・総発電電力量:128,033MWh ・総売電電力量: 71,611MWh ※福岡市臨海工場と西部工場の合計値	環境局	工場整備課
	地下鉄車両減速時のエネルギー有効利用	地下鉄車両の減速時に、モーターを発電機として使用することで車両の運動エネルギーを電気エネルギーに変換(回生発電)して、他の電車の加速時や駅の設備に再利用しています。さらに、省エネ型の主回路制御(VVVF)を導入することで、回生率を向上させ、消費電力を削減しています。	・回生発電量:14,328,118kWh/年	交通局	車両課
	農業用ため池貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により農業用ため池の堤体法面や水面の使用を許可し、太陽光発電に活用していただいています。	・農業用ため池1箇所に設置 (西区大字徳永 蓮花寺池)	農林水産局	農業施設課
避難所などにおける再生可能エネルギー等の導入促進	避難所などにおける再生可能エネルギー導入促進	避難所である市有施設に再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①公民館施設 累計 53施設 ②学校施設 累計 99施設 累計152施設	環境局	脱炭素事業推進課
住宅用エネルギーシステムの導入推進	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
事業所の再エネ設備の導入推進	事業所の再エネ設備の導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課

第1章 分野別施策の展開

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
地域特性を活かしたスマートコミュニティの形成促進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	港湾空港局	事業管理課
地域冷暖房の普及促進	エネルギーの面的利用の促進	都市開発などの機会を捉え、都市計画制度を活用し面的な省エネ・省CO2を図るための検討を行っています。	・他都市の情報収集等 ・関連部署への情報提供等	環境局	脱炭素社会推進課
公共交通幹線軸の強化	鉄軌道系交通機関の整備	鉄軌道などの公共交通機関のネットワーク強化及び利用促進のため、地下鉄箱崎線(2号線)と西鉄貝塚線との直通運転化に向けた調査・検討を行っています。	・西鉄貝塚線の利便性向上策の検討のため、現況の調査を行った。	住宅都市局	交通計画課
公共交通の利便性向上と利用促進	ノーマイカーウィークデーの推進	自動車交通量の更なる抑制を図るため、祝・祭日を除く全ての平日を「ノーマイカーウィークデー」とし、市民・事業者に対して不要不急のマイカー運行の自粛や公共交通機関の利用等と呼びかけています。	・HPでの啓発	環境局	脱炭素事業推進課
	「SUBWAY DIET」事業	地下鉄の利便性と沿線スポットの魅力を併せた情報発信の一環としてのプロモーション活動を行っています。	・地下鉄沿線のウォーキングコースをまとめた「ちかまるWebマップ」の提供 ・民間企業等とのタイアップ	交通局	営業課
	地下鉄ICカード「はやかけん」サービス開始	平成25年3月23日より、交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始しました。(ICカード「はやかけん」交通系ICカード全国相互利用開始 (Kitaca・PASMO・Suica・manaca・TOICA・PiTaPa (電子マネーを除く)・ICOCA・nimoca・SUGOCAとの10者間)) ICカードは、カードに入金すれば何度でも繰り返し利用でき、使い捨てではない環境にやさしい乗車券です。	・R5年度発行枚数：218,852枚 (ANAはやかけん含む/福祉ICカード・再発行分を除く)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったパーク&ライド優待サービス	「はやかけん」の利用者を対象に、時間貸駐車場場の駐車料金が「はやかけん」内に記録された【地下鉄利用(降車)の履歴に応じて自動で優待(割引)】されます。これは、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導することにより、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。	・8駅10箇所 (R6年3月末) 空港線：姪浜(2か所)・大濠公園・博多箱崎線：千代田庁口 七隈線：橋本・野芥・梅林・別府(2か所)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったレール&カーシェアサービス	地下鉄をご利用された「はやかけん」を、駅近くの対象ステーションに配備されたカーシェアリング車両(タイムズカープラス)にかざすと、利用料金が優待される「はやかけん レール&カーシェア」サービスを平成27年5月から開始しました。これは、パーク&ライド同様、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導し、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。また、福岡市内すべてのカーシェアが「はやかけん」でご利用できるサービスも行っています。	・5駅11箇所 (R6年3月末) 空港線：姪浜(5か所) 箱崎線：馬出九大病院前(2か所)・箱崎九大前(2か所) 七隈線：梅林駅・橋本駅	交通局	営業課
	商業施設等と連携したパーク&ライドの実施	都心部の交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を目的として実施しているものです。	・イオンモール香椎浜等8施設で継続実施	住宅都市局	交通計画課
	エリアマネジメント団体等との共働によるフリンジパーキングの実施	都心部周辺に車を停めて、公共交通機関への乗り換えを促すフリンジパーキングの取組みを進め、都心中心部への自動車流入の抑制を図るものです。	・対象駐車場の箇所数：4箇所 (R6.3月末) ・博多駅地区において通年での取組みを開始 ・利用特典への地下鉄乗車券の追加による利便性向上等	住宅都市局	都心交通課
道路交通の円滑化	自動車専用道の整備、幹線道路の整備、ボトルネック箇所の改善(交差点改良やバス停カットの整備など)、連続立体交差事業の推進	都心部や活力創造拠点、市民生活の核となる広域拠点や地域拠点などの機能強化を支える道路整備を進めるとともに、交差点改良やバス停カットの整備などを行うことで、交通量の分散や環境負荷の低減を進めるものです。 【目標値】 都市計画道路の整備率 R2時点:84.7%→R6目標:86.1%	・都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための都市計画道路の整備 ・都市計画道路整備 延長：0.8km 整備率：85.1%	道路下水道局	道路計画課

第1章 分野別施策の展開
 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり
 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
自転車移動しやすい交通環境づくり	自転車活用の推進	環境負荷の低減や交通混雑の緩和などのメリットがある自転車利用について、自転車利用環境を向上させるとともに、自転車の適正な利用を促進するために「福岡市自転車活用推進計画」を策定し、日常利用だけでなく、シェアサイクルや観光、スポーツなど様々な分野でも自転車を活用し、自転車活用の施策を総合的に進めていくもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度自転車通行空間整備延長：約5.5km ・ 自転車放置率 1.3% ・ シェアサイクルのポート設置数 708か所 	道路下水道局	自転車課
	自転車通行環境の創出(自転車通行空間の整備)	自転車の利用促進のため、また、交通事故削減のために、都心部に向かう道路、及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車通行空間の整備を進めています。 <計画目標等> 自転車通行空間の整備延長 R6年度：160km	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度自転車通行空間整備延長：約5.5km(累計約143.5km) 	道路下水道局	自転車課
	人と自転車が共生できるまちづくり事業	健康的で、環境にもやさしい交通手段である自転車の利用を進めるとともに、迷惑な路上駐輪の解消、利用者のマナーの向上などに取り組み自転車と歩行者、地域住民が快適に共生できるまちづくりをめざします。 <計画目標等> [自転車放置率の目標値(中央区)] 2021年(R03) 2.7% 2020年(R02) 2.7% 2019年(H31) 2.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置自転車の撤去強化・駐輪場の整備・改良街頭指導員等による啓発活動・迷惑駐輪防止適正利用推進 ・ 自転車放置率(中央区) 2.1% 	中央区 道路下水道局	管理調整課 自転車課
環境に配慮した自動車の普及促進	次世代自動車の普及に向けた支援事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
環境教育・学習に携わる市職員・教員の育成	子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう!こども環境局」の運用	環境に関する問題を楽しく学習できるように、小・中学生や学校の先生方を対象とした情報を提供しています。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyou/kids/ (平成19年9月開設)	・小学校での取組み事例や、幼児の環境学習実践事例等の掲載による、子どもや指導者を対象とした環境学習の支援 【アクセス件数】 R5年度：10,611件(884件/月) 累計(H19年度～)：267,537件	環境局	環境政策課
地域におけるリーダーの育成	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
学校における環境教育・学習	学校における環境教育の推進(特色ある教育推進事業)	小・中学校等において実施している「特色ある教育推進事業」の中で、環境教育をとりあげ、身近な自然の把握と保全活動、空き缶リサイクルなどのボランティア活動などに取り組んでいます。 <計画目標等> ・環境教育を事業の計画に取り入れていない学校に対して、その取組を計画するよう、指導する。 ・環境を「特色ある教育」の事業計画としている学校に対して、その内容の充実を図るための啓発を行う。	・特色ある教育推進事業において、環境教育を取り上げて学習している学校 小中学校215校中、178校 (82.8%)	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	小学校における環境教育	今日的な教育の課題といわれるものに対して、教科等の特性に合わせた展開の中で、各局作成の副読本等を利用して環境教育を実施しています。 <計画目標等> 多くの学校が環境の大切さを学ぶ環境教育への取組を実践する。	・各学校の環境教育の際、各局作成の副読本を必要に応じて活用した。 ・「科学わくわく出前授業」の中で、理科や総合的な学習の時間に大学教授、気象台職員、九州電力等が、環境の大切さを伝える環境教育を実施。 出前授業実績 R1：小学校40校、中学校2校 R2：小学校 0校、中学校0校 R3：小学校 24校、中学校0校 R4：小学校 33校、中学校0校 R5：小学校 26校、中学校0校	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	環境学習支援事業	小中学校等の環境学習に対する支援事業を実施しています。 <計画目標等> 小学4年生を対象とする環境学習の全校実施。環境委員会研修の実施増	・環境学習支援実施：121校、11,795人 ※小学4年生を対象とする環境学習実施率 83.4%	環境局	ごみ減量推進課
あらゆる年代に対する環境教育・学習	環境わくわく出前授業	「環境教育・学習人材リスト」登録者を学校等へ派遣し、学校等における環境学習を支援・推進するもの。	環境わくわく出前授業(講師派遣事業) 実施回数：40回	環境局	環境政策課
	出前講座	地域・学校・企業等を対象に「ごみ・環境」をテーマとした出前講座を実施しています。	・テーマ：17テーマ ・開催数：149回 ・参加者：延べ4,676人	環境局	環境政策課
	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生を対象に地域や学校で環境保全について実践活動を行うグループの結成を呼びかけ、支援しています。 <計画目標等> 子どもの環境保全・活動に対する意識の向上	・登録クラブ数：31クラブ ・会員数：678人(サポーター含む)	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども健全育成課
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	動物情報館・こども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	ABURAYAMA FUKUOKA(油山牧場・市民の森)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	背振少年自然の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども健全育成課
	今津リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	立花寺緑地リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	生ごみリサイクル推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	区独自事業・南区(南区出前講座)	南区の自然や循環型社会の現状などを認識してもらうことにより、市民による自主的な環境活動の促進を図ります。	・テーマ：ごみの分別とリサイクル ・対象：市民 ・実施回数：2回 ・受講者数：70人【R5年度事業終了】	南区	生活環境課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
あらゆる年代に対する環境教育・学習(続き)	区独自事業・南区(温暖化防止ワークショップ)	公民館、小学校等でごみ減量リサイクルや省エネ生活の方法を学ぶ体験型講座を実施し、地域からの地球温暖化防止対策を進めるもの。	○市民向け ・実施回数：18回 ・受講者数：377人 ○小学校出前授業 ・実施校数：2校 ・受講者数：235人	南区	生活環境課
	保健環境学習室「まもる一む福岡」	保健環境研究所1階に保健環境学習室「まもる一む福岡」を設置し、科学実験や生きもの観察会など、楽しみながら環境について学ぶ講座等を開催しています。 【展示学習ゾーン】 ・くうき・みず・いきもの等コーナー(タッチパネル式クイズ、パネル展示) ・教材貸出(書籍等) ・活動展示コーナー(環境保全活動を行う団体・個人の取り組み等を紹介) 【体験学習ゾーン】 ・ミラクルラボ(実験教室) ・映像シアター「ガイア」(映像クイズ) ・カプトガニやヒナモロコ等水生生物の展示 【週末イベント】 各種専門家による講座、理科応援教室、ラボで体験、生きもの観察会等	・来館者数：6,120人 【個人・団体別】 個人：4,557人 団体：1,563人 【大人・子ども別】 大人：2,894人 子ども：3,226人 ・教材等貸出 608人・1,692件	保健医療局	環境科学課
	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)	西区の自然や環境活動をみて、きいて、体験し、環境を意識した行動の必要性や自身にも取り組める環境活動があることへの気づきを得ることで、環境にやさしい行動の実践につなげます。	地域環境サポーター養成講座受講者：14人(H16～R5年度で計325人が受講)	西区	生活環境課
	NPO等交流支援事業(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
環境活動を行う企業の育成	エコアクション21取得支援事業	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	カーボンニュートラル資金(旧環境・エネルギー対応資金)の融資(対象：市内で事業を営む中小企業者の方)	市民の暮らしの質の向上と持続可能な地域経済社会の構築を目的に中小企業者に対する融資を行っています。 ・カーボンニュートラル資金 対象：再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備、次世代自動車及びEVの充電設備を導入する中小企業者	・R5年度末融資残高：7,002千円 ・R5年度新規融資：4,730千円	経済観光文化局	経営支援課
	PRTR制度(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
	公害防止総点検運動	公害防止法令の適用を受ける工場・事業場に対する施設総点検実施の要請、大規模工場・事業場の監視・指導を実施しています。大規模発生源をもつ工場・事業場には法律の規制基準よりも厳しい基準等を設定し、事業者これらへの遵守を要請するため、公害防止協定を締結しています。	工場・事業場への立入検査を実施 立入件数：7件	環境局	環境保全課
	社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度	企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進を目的として、社会貢献度の高い(ISO14001またはエコアクション21(EA21)の認証を取得している)市内に本店のある地場企業に対して福岡市との契約において優先指名する等の優遇制度(社会貢献優良企業)を設けています。	・環境配慮型事業所の認定企業数：234社 「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に記載の企業) ISO14001：120社 EA21：110社 脱炭素：4社	環境局	環境政策課
市内に居住する外国人等との共働による環境行動の推進	区独自事業・南区	南区は、外国人居住者が他区と比較して多くなったことから本事業を平成27年度から実施しているが、その多くは日本語学校の留学生のように初めて来日する者であることから、ごみ出しルールを守らないことへの苦情や要望が毎年寄せられている。このことから、外国人居住者が、ごみ出しルールを理解して正しくごみ出しできるようになることを目指す。	○留学生向け出前講座 ・対象：区内の日本語学校 ・実施回数：2回 ・受講者数：84人 ○啓発物の配布 ・チラシ：369部 他	南区	生活環境課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第2項 地域環境力の向上

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化	環境教育・学習人材リスト	学校、公民館等における市民の自主的な環境学習を支援するため、環境カウンセラー、環境に関する知識・経験を備えた方々の講師情報をとりまとめ、「環境教育・学習人材リスト」をホームページで公開しています。	・環境教育・学習人材リスト登録者数：78人	環境局	環境政策課
	あすみんホームページの運用	福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」ホームページで、NPOやボランティア団体の紹介などボランティアに関する情報や、団体が活用できる助成金に関する情報を提供しています。 https://www.fnvc.jp/	・内容を随時更新 アクセス件数：190,984件 (15,915件/月)	市民局	市民公益活動推進課(福岡市NPO・ボランティア交流センター)
	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	西区	生活環境課
	区独自事業・南区(知って得する環境セミナー)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	南区	生活環境課
地域における環境活動の情報収集・整理	環境教育・学習人材リスト(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
地域の環境保全活動への参加促進	緑の活動支援事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	一人一花推進課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	企画振興課
	区独自事業・南区(まちのよかとこ再発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課
活動のネットワークづくり	環境フェスティバルふくおか	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催しています。 <計画目標等> 来場者数:延べ13,000人 市民のライフスタイルが環境に配慮したものとなることを目指す。	啓発イベント(10月7日)と体験イベント(10月7日、8日、14日、28日、29日)の実施 ○啓発イベント 参加者:約8,000人 ○体験イベント 参加者:322人	環境局	環境政策課
	福岡市地球温暖化対策市民協議会(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	博多湾NEXT会議(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	港湾空港局	みなと環境政策課
	和白干潟保全のつどい(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	港湾空港局	みなと環境政策課
	環境市民ファンドなどを活用した自発的活動の支援	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	食品ロス対策の推進	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進
	プラスチックごみ発生抑制	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進
	生ごみリサイクル推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	蛍光灯等の拠点回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	緑のカーテンプロジェクト(再掲)	第1章第1節第3項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	福岡市地球温暖化対策市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課
	次世代自動車の普及に向けた支援事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	ラプアース・クリーンアップ事業(再掲)	第2章第3節第2項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	博多湾環境保全対策の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	地域ぐるみ清掃推進事業(再掲)	第1章第1節第4項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策名	関連事業(取組)名	内容	R5年度実績	局・区	課
環境影響評価の推進	福岡市環境影響評価制度	環境への影響が著しいものとなるおそれがある規模が大きい事業については、福岡市環境影響評価条例等の規定により環境影響評価の対象事業となるため、事業者自らが制度に基づき環境への影響を調査・予測・評価するとともに環境保全措置を検討することで環境に配慮されたものとなります。 <計画目標等> 福岡市環境影響評価条例の運用や、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例への対応を適切に行い、事業がいずれの制度の対象となった場合も事業者が環境への配慮を十分に検討するように誘導する。	・事後調査手続き ①周船寺川都市基盤河川改修事業 ②福岡都市高速鉄道3号線(天神南～博多間) ③九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業 ④福岡空港回航翼機能移設事業 ⑤若久団地 団地再生(全面建替)事業	環境局	環境調整課
	アイランドシティ整備事業環境監視(事後調査)	アイランドシティ整備事業について、環境影響評価実施要綱及び公水面理立法に基づき実施した環境影響評価に基づく環境監視(事後調査)を実施し、環境の保全に努めています。	・工事中の水質(濁り)について環境監視を実施した。 <結果> 特段の対策を必要とする変化はみられなかった。	港湾空港局	みなと環境政策課
福岡市環境配慮指針の適切な運用	福岡市環境配慮指針などの運用による各種開発事業に際しての環境への配慮の推進	「福岡市環境配慮指針」とは、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針です。 以下の各種開発事業の許認可に際して、環境保全上の見地から意見を述べ、事業の環境への配慮を促進します。 ・都市計画法第29条の規定による開発行為許可 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査 <計画目標等> 公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導する。	・都市計画法第29条の規定による開発行為許可：48件 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可：7件 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等：1件 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可：2件 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議：0件 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可：1件 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可：8件 ・自然公園法及び福岡県自然公園条例に係る意見：3件 ※許認可申請に際しての相談件数のため、実際の許認可数とは異なる。 <その他> ・大規模小売店舗立地法に係る騒音審査：15件	環境局	環境調整課
	環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮の促進	市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっては、環境関係法令や福岡市環境配慮指針などを周知して、環境への配慮を促進しています。 (根拠条例・規則等) ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要領	・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する意見：9件	環境局	環境政策課
アイランドシティ環境配慮指針の適切な運用	アイランドシティ環境配慮指針	環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備・新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導するための指針として、平成15年11月に策定しました。 指針策定後の社会状況の変化などをふまえて、内容の見直しを行い、平成24年3月に指針の改定を行いました。 <計画目標等> 先進的な「環境共生都市」の実現に向けて、アイランドシティ内のすべての施設・空間を対象に、以下の5つの目標を掲げ、それぞれに対応した環境配慮対策の導入を誘導していく。 ・豊かな自然環境と共生するまちの創造 ・ストップ・ザ・温暖化のまちの創造 ・人と環境にやさしい交通を取り入れたまちの創造 ・水や資源を活かすまちの創造 ・地域で支える、持続可能なまちの創造	・開発事業者との協定締結：0件 ・施設整備計画書(環境配慮対策の実施状況記載)の届出受理：52件 ・環境配慮に関する開発事業者との協議、調整	環境局	環境調整課
特定施設などに対する排出規制の遵守	公害防止管理者制度	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任等に関する届出の受理及び指導を行っています。	・特定工場数：35工場(R5年度末)	環境局	環境保全課
建築物総合環境性能評価制度(CASBEE制度)の運営	建築物環境配慮制度	建築物が環境に与える負荷を低減するため、新築等の際に建築主に「建築物環境配慮計画書」の届出を求めるものです。 また、市はホームページ等でその計画概要を公表します。 <制度開始> (H19.10.1)	・届出件数：40件	住宅都市局	建築審査課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課	
各種基金(ファンド)の活用	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	食品ロス対策の推進(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進	
	プラスチックごみ発生抑制(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進	
	生ごみリサイクル推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	蛍光灯等の拠点回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	緑のカーテンプロジェクト(再掲)	第1章第1節第3項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課	
	福岡市地球温暖化対策市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課	
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課	
	次世代自動車の普及に向けた支援事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課	
	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課	
	ラプアース・クリーンアップ事業(再掲)	第2章第3節第2項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	博多湾環境保全対策の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課	
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課	
	地域ぐるみ清掃推進事業(再掲)	第1章第1節第4項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課	
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課	
	未来へつなげる環境活動支援事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課	
	環境学習支援事業(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	NPO等交流支援事業(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	保健医療局	環境科学課	
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	資源物回収協定制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課	
	事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課	
	事業系ごみの資源化調査(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課	
	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課	
	庁舎等ごみ減量(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課	
	水源かん養林などの管理・育成に対する支援	水源林ボランティアとの共働	水源林保全活動に必要な知識・技術などを修得した水源林ボランティア(市民ボランティア)と共働して、曲淵ダム・長谷ダムにおける水源林保全活動や水源林の大切さを市民にPRする広報活動、筑後川水源地域との交流活動などを行います。	・水源林ボランティアの水源林保全活動への支援 活動回数：55回 活動人数：延べ600人 ・水源林ボランティアへの研修等の実施 実施回数：2回 参加人数：42人	水道局	流域連携課
	表彰・助成	福岡市環境行動賞	地球温暖化防止やごみ減量・リサイクルなどに先進的・継続的に取り組み環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰するとともに、それらの模範的な活動を広く市民に知らせています。※H19年度に「環境保全功労者表彰」「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰」「環境美化・リサイクル推進功労者表彰」を統合。	募集等なし	環境局	環境政策課
未来へつなげる環境活動支援事業(再掲)		第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課	
河川愛護活動支援金		河川の清掃及び除草等河川環境の浄化並びに親水活動等の河川愛護活動を組織的に行う団体に対して支援金を交付しています。(S45年度～)	・活動団体数：13 団体	道路下水道局	河川課	
治水池環境美化活動支援金	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等の治水池の美化活動を行う団体に対して支援金を交付しています。(H18年度～)	・活動団体数：10 団体	道路下水道局	河川課		

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度実績	局・区	課
福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	環境保全に向けた福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	R3年度に策定した「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」において、市役所自らの事務及び事業に関し、市民等に率先して温室効果ガスの排出削減等、環境負荷の低減を図ることを目的としたもの。 <計画目標等> 市役所業務全般におけるエネルギー起源二酸化炭素消費量について、基準年度と比較して70%削減する。 目標年度：2030年度 基準年度：2013(H25)年度	・R4.3月に「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、計画に基づき、率先して温暖化対策に取り組む。	環境局	脱炭素事業推進課
	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	チャリエコ(共用自転車)の貸出(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	市庁舎におけるごみ減量・リサイクルの推進	事業者としての率先実行という観点から、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトルの回収を実施しています。 また、平成14年度からは、蛍光灯の回収を行っています。 ・古紙回収：新聞、段ボール等の回収、機密書類の再資源化 ・空きびん、ペットボトル回収 ・廃蛍光灯等回収	・古紙回収量：1,664 t (機密書類処理量：401 t) ・空きびん回収量：7 t ・ペットボトル回収量：21 t ・廃蛍光灯・廃乾電池回収量：6 t	環境局	ごみ減量推進課
環境に配慮した契約	電気自動車等の優先的な導入(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	ESCO事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	財政局	アセットマネジメント推進課
	福岡市電力の調達に係る環境配慮方針	福岡市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境負荷の低減を図っています。 (根拠法令・計画等) ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・R5年度方針適用実績：3契約 博物館、動物園、総合図書館	環境局	脱炭素事業推進課
環境経営システムの導入と実践	環境保全の取組み	水道局では、環境に配慮した事業運営をより確実に、また継続的に実施していくことを目的に、平成14年10月から平成26年5月まで国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施しました。認証返上後も、構築した環境マネジメントシステムを継続し活動を行っています。 <計画目標等> 主な目標 (1)事業活動における環境負荷軽減 (2)節水 (3)水源地域の森林保全 (4)事務所活動における省エネ・省資源	・浄水場の電気使用量削減や漏水防止事業などの節水施策の実施、水源かん養林の整備、庁舎電気使用量の削減などにより環境負荷軽減を図った。	水道局	総務課
	環境保全の取組み	道路下水道局西部水処理センターでは、平成12年度に環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、環境に配慮した管理運営を行っています。平成13年2月から平成27年2月までは、国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施し、EMSの改善と定着に効果がありました。認証返上後も、必要により構築したEMSを継続し活動を行っています。 <計画目標等> 水処理センターでは、放流水質の安定管理、電力使用量削減に努めるなど、環境負荷の低減に向け、継続的に改善していく。	・放流水質の安定管理、電力使用量削減等によって、環境負荷の低減に努めた。	道路下水道局	施設調整課
	環境保全の取組み	環境局施設部では、平成11年3月に西部工場環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成12年10月に国際規格であるISO14001の認証を取得しました。 その後、西部工場以外の施設(清掃工場、埋立場、汚水処理場、汚泥再生処理センター)においても、西部工場のノウハウを活かして、平成15年4月より施設部EMSを構築しました。 平成24年10月に西部工場のISO14001の認証を返上し、平成25年4月からは、施設部EMSと統合してISO14001に準拠したEMS活動を行ってきました。 令和2年度からは、更なる活動の充実、情報発信の強化を図るため、独自要綱に基づく環境活動に移行しました。	各施設で、過去の実績値を基に目標値を掲げ、各種取組みを実施 <取組み内容例> ・電力使用量の削減 ・上水使用量の削減 ・ごみ排出量の削減 ・ガス使用量の削減 ・薬品使用量の削減 ・環境美化活動	環境局	工場整備課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
グリーン購入の推進	グリーン購入ガイドライン	再生品など環境に配慮された製品の普及を図るために、福岡市グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮された製品を全庁的に率先購入しています。 (根拠法令・計画等) ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・「福岡市グリーン購入ガイドライン」改定 ・ガイドラインに基づく庁内の調達状況調査を実施 令和5年度適合品調達率：98.29%	環境局	環境政策課
	グリーン購入ネットワークへの参加	グリーン購入を福岡県内・九州地域へ広く普及するための推進組織として、H19年2月に設立された「九州グリーン購入ネットワーク」に入会し、グリーン購入を含めた率先実行の推進を図っています。	・会員数：74団体 (2024年3月末現在) 企業：50団体 行政：12団体 団体：12団体	環境局	環境政策課
融資制度による市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入支援	カーボンニュートラル資金(旧環境・エネルギー対応資金)の融資 (対象：市内で事業を営む中小企業者の方)	第2章第1節第1項に掲載	—	経済観光文化局	経営支援課
PRTR制度の運用	PRTR制度(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
公害防止協定等の締結による事業者の環境負荷低減促進	公害防止総点検運動(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
事業者による環境経営システムの導入促進	エコアクション21取得支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開
 第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり
 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
調査・研究等の推進	保健環境研究所における調査・研究の推進	市の試験・研究機関の機能強化・連携による効率的・効果的な調査・研究を推進します。	・河川底生動物(多々良川)に関する調査研究	保健医療局	環境科学課
	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	廃棄物中間処理施設及び最終処分場における環境調査	廃棄物中間処理施設及び最終処分場について、環境関係法令に基づく試験検査及び施設の維持管理に必要な調査を行っています。	・ごみ、灰、排ガス、排水、悪臭、騒音・振動、ダイオキシン類、埋立場発生ガス・浸出水等の環境調査を2,174件実施	環境局	廃棄物試験研究センター
	廃棄物の排出状況及び再資源化調査	廃棄物のごみ組成及び発生量を経年的に調査し、ごみ減量や再資源化を推進する基礎資料を取得しています。	・家庭系可燃ごみ組成調査、家庭系不燃ごみ組成調査、資源化センター廃棄物等組成調査、ペットボトル品質調査、プラスチックごみ分別収集モデル事業に関する調査、河川ごみに関する調査、ごみのメタン発酵に関する調査などを337件実施	環境局	廃棄物試験研究センター
	酸性雨に関する調査	本市における酸性雨の現状を把握し、将来にわたる酸性雨対策に資するため、都心部及び山間部において、毎週1回調査を実施しています。	・都心部(城南区島飼) ・山間部(早良区曲淵) ・調査頻度:毎週	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	フロンに関する調査	CFC(クロロフルオロカーボン)やハロンなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質であり、福岡市における濃度状況を把握するため調査を実施しています。	・調査箇所 山間部、都心部、臨海部 ・調査頻度:年2回 ・調査項目 CFC(フロン11、フロン12、フロン113)の測定を実施	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
研究機関等との連携による新たな知見等の収集	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関などとの連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究 ・里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスその環境価値に関する研究 ・災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発 ・光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
様々なメディアを活用した環境情報の発信・共有	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	下水道PR事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	道路下水道局	総務課
環境教育・学習プログラムの充実	保健環境学習室「まもるーむ福岡」の運営(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	生ごみリサイクル推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
ニーズに応じた情報の発信	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開

第3節 ふくおか から九州・アジアへ

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
福岡都市圏の市町との環境協力の推進	福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、幹事会、情報交換会を開催。 総会：2回（R5.5.17、R6.1.10） 幹事会：1回（R5.4.25） 情報交換会：1回（R5.12.18） ・取りまとめ担当市町を中心に、共同事業を実施。 ①廃棄物処理法勉強会（取りまとめ：宇美町） ②生き物マップ作成事業（取りまとめ：春日市） ③河川流域等一斉清掃（取りまとめ：福岡市） 	環境局	環境政策課
	福岡都市圏南部環境事業組合（再掲）	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	事業推進課
水資源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	第1章第3節第3項に掲載	—	水道局	流域連携課
福北連携における環境連携の推進	福北連携事業（環境連携）	福岡市及び北九州市がこれまでに培ってきたネットワークを強化することにより、北部九州ひいては九州・西日本の発展に寄与していくことを目的に連携を推進しています。	—	環境局	環境政策課
四市連携における環境連携の推進	四市連携事業（環境連携）	九州新幹線全線開業を契機に九州の縦軸を形成する中核都市が一体となり九州の発展に寄与するため、連携協定を締結し、環境分野など様々な分野で交流連携を展開しています。	・連絡会議開催（R5.10.31）	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開
 第3節 ふくおか から九州・アジアへ
 第2項 国際環境協力の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R5年度 実績	局・区	課
海外からの研修生等の受け入れ	アジア太平洋地域を対象とした研修生受け入れの推進	福岡大学と連携して廃棄物埋立技術「福岡方式」について学ぶ研修生を受け入れ、期間が長い場合は「ふくおか環境財団」と協力して行っています。 <計画目標等> 廃棄物埋立技術「福岡方式」に関する現地技術者の技術力向上	・視察・研修受入人数：263人 (JICA研修事業を含む。対面またはオンラインにて実施。) ・見学者：10ヵ国 79人 ・JICA課題別研修事業：ブータン・エチオピア・ケニア・モザンビーク・パプアニューギニア・ペルー・サモア・南スーダン・バヌアツの9ヵ国10人 ・JICA国別研修：エチオピア6人 ・海外技術者への講演、会議（オンライン）：5回 168人（国数不明）	環境局	施設課 環境政策課
国際機関との連携による技術協力	アジア太平洋地域を対象とした専門家派遣の推進	アジア太平洋地域に専門家を派遣し、廃棄物埋立技術の指導を行っています。 <計画目標等> 「福岡方式」による埋立場の導入や維持管理手法の確立	・バングラデシュに職員を派遣し、既存埋立場の実態調査を実施（1回、2人）	環境局	施設課 環境政策課
	国際連合人間居住計画（国連ハビタット）との連携による技術移転	本市は福岡大学と共に国連ハビタットに協力しています。	・ミャンマーヤンゴン市での処分場改善事業についてのアフターフォロー会議を実施（オンライン会議：2回）	環境局	施設課 環境政策課
	「福岡方式」の普及を含めた環境分野の技術協力協定	本市と福岡大学は、中国清華大学と協力して、中国に廃棄物埋立技術「福岡方式」を適用し、中国の廃棄物処分場の改善並びに環境分野での実用研究等について協力を行っています。（3年毎の自動更新） (H15年11月協定締結) <計画目標等> 「福岡方式」の中国での適用性を検証する。	・R3年12月協定延長 (R6.12.31まで期間延長)	環境局	施設課 環境政策課
アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取組みの推進	ラブアース・クリーンアップ事業	九州・山口等において、市民・企業・行政が協力して行う、海岸・河川等の一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を実施しています。	・R5年度は、6月に市内5会場にて一斉清掃イベントを実施したほか、地域、企業、団体による自主的な清掃への支援を実施した。 参加団体：567団体 参加人数：41,800人 ・年間を通じた海洋ごみ問題の啓発（高校生への海洋ごみ問題教育、海洋ごみ問題学習教材の制作）を実施した。	環境局	ごみ減量推進課

第3章 計画の推進

推進体制	内容	R5年度実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> 総会：1回 (R5.11.13) 循環型社会構築部会：1回 (R5.11.1) 脱炭素社会推進部会：1回 (R5.10.19) 	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市環境調整会議幹事会（2回） (R5.6.2、R6.1.18) 	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> 総会、幹事会、情報交換会を開催。 総会：2回 (R5.5.17、R6.1.10) 幹事会：1回 (R5.4.25) 情報交換会：1回 (R5.12.18) 取りまとめ担当市町を中心に、共同事業を実施。 ①廃棄物処理法勉強会（取りまとめ：宇美町） ②生き物マップ作成事業（取りまとめ：春日市） ③河川流域等一斉清掃（取りまとめ：福岡市） 	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政（教育委員会等）からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市環境教育・学習計画推進協議会 (R5.8.31) 	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 (R5.9.1) 	環境局	脱炭素社会推進課
福岡市温暖化対策推進会議	「脱炭素社会」の実現をめざし、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市温暖化対策推進会議」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市温暖化対策推進会議 (R5.5.18) 脱炭素社会推進部会 (R5.6.2) 適応推進部会 (R5.12.5) 熱中症対策部会 (R5.11.27) 	環境局	脱炭素社会推進課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：131団体 (R6年3月末現在) 総会の開催 (R5.4.20) 環境フェスティバルふくおか2023への出展 協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入支援事業 ②次世代自動車普及促進事業（電気自動車購入等助成）（次世代自動車展示会 10月7日） ③ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与） ④省エネ家電買い換えキャンペーン ⑤事業所の再エネ設備導入支援事業 	環境局	脱炭素社会推進課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画（第二次）」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	<ul style="list-style-type: none"> 博多湾環境保全計画推進委員会 (R5.8.8、R6.1.29) 	環境局	環境調整課